

欠 欠		出席員
席		議員
な	十 十 十 十 十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	か
議	七 六 五 四 三 二 一	ぐ
三 四 番	員 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番	員
	員	

九月十一日（木曜日）

宮 小 沢 田 宮 山 豪 浅 千 石 高 依 ほ 宮 松 吉 の
か ぐ

崎 林 田 中 本 田 一 川 田 沢 山 田 り 野 平 村 ち

こ れ け 香 伸 ひ の 恵 のり ゆ か ジ ゆ 雄 美 けんたろう
う い い ろ ば 美 り ゆ ひ る み 一
き 子 じ 澄 一 こ る 子 き 翼 紀 こ 郎 紀

三 十 三 番 三 十 二 番 三 十 一 番 三 十 九 番 二 十 八 番 二 十 七 番 二 十 六 番 二 十 五 番 二 十 四 番 二 十 三 番 二 十 二 番 二 十 一 番 二 十 九 番 二 十 八 番

関 板 山 高 海 浅 品 上 岡 松 白 名 田 市 金 たかはま
川 倉 本 山 津 田 田 崎 丸 石 取 中 村 子 ま

け 美 一 泰 敦 保 ひ ゆ 義 昌 英 顕 と し か ね て る よ し
さ 千 で き
子 代 仁 三 子 雄 こ こ 顕 史 行 一 や す と し お き

を指名いたします。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔千田恵美子議員「議長、九番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 九番千田恵美子議員。

〔千田恵美子議員登壇〕

○千田恵美子議員

二〇二五年九月定例議会に当たり、日本共産党文京区議会議員団の一般質問として、医療機関のひつ迫や保険証の運用について、地域の緑と住環境を壊す環状三号線計画などについて質問します。

全国保険医団体連合会が今年二月に実施した物価高騰に関する医療機関の緊急影響調査で、二〇二四年度の診療報酬改定で、医療機関の経営がひつ迫していることが明らかになりました。

報酬改定で「減収となつた」との回答が六割を超える、光熱費、材料費などの経費を診療報酬改定で「補填できていない」との回答は九割を超え、光熱費や医療材料、検査会社による委託費用などの諸物価高騰を、公定価格である診療報酬に価格転嫁できないため、深刻な窮状が浮き彫りとなり、診療報酬改定で人件費を「補填できていない」との回答も九割を超えます。

二〇二四年度報酬改定は、諸物価高騰に全く追い付かず、特に地域

医療を担う事業者の経営は限界です。次回診療報酬改定を待たず、早急に診療報酬改定を国に求めるべきです。伺います。

医療機関の人材確保は深刻で、「看護師の紹介手数料は年間千万円以上必要。事務員の確保も困難で、時給の高いスーパーなどに行ってしまう」と困惑の声が寄せられています。

地域医療機関を持続させるため、地域医療の担い手への経営支援、人件費補助が必要です。区長の認識を伺います。

国が保険証廃止を強行したため、区は、マイナ保険証の有無により、資格情報通知書か資格確認書を発行しています。自治体では、新規転入の際、マイナンバーカードを保持している方が「保険証を連携している」と言った場合、資格情報通知書を発行していると言いますが、実際には保険証の機能が連携されていない例が多いと聞いています。

文京区でその事例は毎月何件ありましたか。また、その方に資格確認書を簡易書留で郵送しているはずですが、郵送費は総額幾ら掛かったのですか。そして、その事務費は国が負担しているのか、伺います。

保険証廃止による事務負担を解消し、国民健康保険加入者への医療へのアクセスをスマートにするため、世田谷区や渋谷区では、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行しています。

文京区でも、資格確認書をマイナ保険証の有無にかかわらず、一律に発行するべきです。伺います。

政府は、マイナ保険証の一本化に向けて、十二月二日以降、従来の保険証の利用を停止する方針です。一本化と言えば様々な手続が効率化されるようになりますが、実態は真逆です。保険証の廃止以降、医療機関の窓口で保険情報を確認する証明書は、期限切れの保険証の暫定的な運用を含めると、少なくとも九種類混在する異常事態と言っています。

これらの混在する証明書は、これまで保険証一枚あれば不要だったものであり、国に保険証の復活を求めるべきです。伺います。

なお、国民健康保険と後期高齢者医療は、期限切れの保険証を来年三月まで暫定的に利用できることを、郵送も含めて、区民に周知すべきです。伺います。

六月十一日、自民、公明、日本維新の会は、社会保障改革と称する合意を行い、OTC類似薬の保険外しを行う構えです。実施されると、自己負担金は、解熱鎮痛剤のアセトアミノフェンが四十二倍、胃酸分泌抑制剤のファモチジンは六十倍と、大幅に跳ね上がります。

子ども医療費無料化制度があつても、保険から外された薬は全額自己負担となり、現役世代の家計を直撃します。その上、自己判断でのOTC類似薬の使用で、症状の悪化や過剰摂取が心配です。そして、命に関わる受診抑制による重症化など、問題点は噴出します。国に断念することを求めるべきです。

さらに、負担増をもたらす高額療養費の負担上限額引上げは、国民の反対で凍結に追い込みましたが、国は「二〇二五年秋までに方針を検討する」としており、引上げが実施される可能性も否定できません。国に断念を求めるべきです。併せて伺います。

国は医療費の四兆円削減を推し進めようとしていますが、区として医療費抑制策に抗議の声を上げ、医療提供体制を拡充し、誰もが安心して受けられる医療の充実を求めるべきです。伺います。

私たち日本共産党文京区議会議員団が行つた区民アンケートに九百八名の方から回答があり、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の引下げを希望されている方は四四・八%でした。高過ぎる国民健康保険料に悲鳴が上がっています。

七月に国民健康保険料納付書発送後、国民健康保険の窓口への問合せは電話と来庁者それぞれ何件で、そのうち保険料への問合せは何件か、お答えください。

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の区独自の軽減は可能です。国民健康保険特別会計への法定外繰入を継続し、子どもの均等割を解消すべきです。伺います。

更なる負担増として、令和八年度から子ども・子育て支援金が公的医療保険に上乗せされますが、国民健康保険特別会計の目的外使用ではないでしょうか。伺います。

そもそも、国民健康保険法第一条には、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と明記されています。区長には、国民健康保険は社会保障との認識がありますでしょうか。伺います。

二〇一二年の総選挙で自由民主党が生活保護バッシングを行い、生活保護基準の一割削減を主張し、政権復帰した後、二〇一三年八月から三回にわたり行われた生活扶助基準の六・五%から一〇%、六百七十億円もの史上最大の削減について、今年六月、最高裁判所は違法とし、自治体が行つた減額処分の取消しを求める判決が勝ち取られました。

判決に対する認識と、判示に沿つた対応を求め、併せて伺います。

我が日本共産党文京区議会議員団は、削減について、保護基準引下げによる生活扶助費の削減を断念するよう求めよとただし、実施後も、「利用者の食費一週間分が減額された」、「根拠が納得いかない」という声を示し、国に減額撤回と減額の影響をただしています。そのとき、区長は、国への要望は行わないとし、国が定めた基準に基づくことが適切との認識を示しています。

最高裁判所判決は、生活保護行政が、憲法第十三条の個人の尊厳と、第二十五条や生活保護法第三条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害し続けたことを厳しく断罪していますが、区長は自らの答弁を真摯に反省し、謝罪すべきです。伺います。

また、二〇一三年八月に削減を実施した直後、我が党の質問で、削減見込みは、八月が二百八万円、二〇一三年度が千七百万円、二〇一

四年度が五千万円、二〇一五年度が七千五百万円としていましたが、二〇一三年度から昨年度までの削減額と削減された世帯数を年度ごとに示し、削減された世帯の被害回復を行うべきです。伺います。特に、提訴した方の減額分も個別に示してください。

同時に、生活保護基準を参照する事業は四十三事業との答弁でしたが、これら全てについて、十二年間の削減額又は負担増総額をそれぞれ伺います。

なお、就学援助は生活保護削減後も影響回避する区独自の措置を採つてきましたが、そのために区が独自に支出した分は国に請求すべきです。伺います。

賃貸で居住する生活保護利用者が死去した際、住居の清掃費や家財道具の処分費用について、大家や不動産会社が負担しているケースがあることを区は把握していることが、予算審査特別委員会で分かりました。

生活保護の住宅扶助水準の家賃で物件を提供する家主や不動産業者からは、「生活保護政策に協力しているのに清掃費がないと、これ以上は貸せない」との困惑の声が繰り返し寄せられています。

区が予算審査特別委員会で紹介した川崎市のモデル事業は、そもそも生活保護利用者は対象外です。違法な生活扶助削減で、健康で文化的な最低限度の生活水準以下の生活を強いられていた方に住居を提供してきた家主や不動産業者にも、せめて清掃費などの退去費用は支給すべきです。伺います。

生活保護は最後のセーフティネットです。誰もが申請権を持つことを周知するポスターを作り活用すること、生活保護のパンフレットはウェブでの公表にとどめず、区施設に配架して誰でも手に取れるようにし、生存権は人権であることから、生活保護制度の受給ではなく利

用に訂正し、制度利用者の義務よりも権利を先に説明するよう改善を求め、それをお答えください。

最高裁判所職員住宅跡地白山四丁目国有地は、令和元年十二月に留保財産として指定され、今年三月に、区は、活用方針の素案を国に提出しました。素案には、高齢者施設とともに多目的スペースが明記しております。

白山二、三、四丁目には洋室の区民施設がなく、多目的スペースは、土日祝日や夜間などは地域住民に利用できる洋室の会議室とし、加えて、地元が要望する防災備蓄倉庫も確保するよう、募集要項へ記載すべきです。お答えください。

区が公共交通不便地域である白山三、四丁目、千石二、三丁目、大塚四、五、六丁目の住民に、新たな公共交通システムに関するアンケートを実施した結果、千十六人の回答の中で、コミュニティバスの希望者は三三・九%と断トツ一位です。

実現するためには、千石二丁目から白山二丁目につながるクラシック道路がネックになっています。白山四丁目国有地の募集要項に、道路と敷地の一部を使い、B一ぐるが通行できるよう整備も記載すべきです。伺います。

そして、地元住民の多くが生活圏とする巣鴨駅とシビックセンターまでの運行を含め、地元住民の積年の願いであるコミュニティバス、B一ぐるを早く実現すべきです。お答えください。

なお、根津、旧中山道、目白台の神田川沿いの地域への新たなるトも順次実現すべきです。伺います。

B一ぐるが、土日は一時間三便から二便に減便になり、区民からは「不便になつた」とたくさんの声を聞いています。一時間三便に戻すべきです。併せて伺います。

次は、環状三号線についてです。

東京都は、七月二十九日、来年度から十五年間で進める、東京における都市計画道路の整備方針（第五次事業化計画）の中間まとめを公表しました。

都は、中間のまとめの「はじめに」で、世界で一番の都市・東京を実現していくために、都市計画道路の整備方針を取りまとめるとして、潤沢な財政を未整備の都市計画道路建設を始め、大型都市再開発につぎ込もうとしています。

これに関し、「環状三号線計画はまだあつたのか」、「計画があることを知つていればマンションは買わなかつた」と驚きの声、「私たちが納めた税金は、新たな道路建設ではなく、医療・福祉や教育関連、緑地公園の拡充など、人々のニーズの高い施策に投入を」など、公共工事の在り方を問う声が私たちに多数寄せられました。

環状三号線は、第四次事業化計画で必要性が確認された都市計画道路で、計画内容再検討路線とされています。中間のまとめは、「都市計画道路の必要性の検証」の考え方として、十年前に策定した第四次事業化計画とほぼ同様ですが、十年前は、四つの基本目標を基に、十五の検証項目の設定でした。

しかし、今回は、四つの基本目標と項目は十に減らす一方、新たに都全域に関わる項目と地域に関わる項目を各五項目ずつに分け、検証項目六から十までは地域に関わる項目として、地域の実情を踏まえ、各区市町で検証するとされています。

都からどのような要請があり、どう都に答えたのか、今後の対応を含め、伺います。

また、この中間の見直しのチャートフローでは、項目のどれかに当てはまるようになり、必要性が高い路線となれば、必然的に優先整備

道路となるのではないかと思われますが、区の認識を伺います。

既に都市整備局は、環状三号線道路の事業化の可能性を探るため、地形や現在の土地利用を考慮し、必要とされる道路機能を發揮するための整備形態を引き続き検討するとして、都は、二〇一九年から二〇二一年で二千九百万円を投じ、事業者に道路線形基本設計作業や地下水位調査を行い、江戸川橋体育館、こひなた保育園隣の茗荷谷児童遊園、環三桜並木緑道の三か所でボーリング調査を行い、交差点二か所を含む道路線形の検討、交差点に配置する橋梁やトンネルなどの構造物の概略設計をまとめ、二〇二二年四月に報告書が提出されています。

福手ゆう子都議会議員が情報公開を行いました。検討案の整理、橋梁・トンネル・掘割の概略設計、概算工事費・概算用地補償費の算定に関わる内容は全て黒塗りで、検討内容を知ることができず、隠蔽していると思わざるを得ません。

税金投入されるのですから、少なくとも計画線上にある小日向・水道地域を中心に報告書の内容を区民に明らかにし、区の考え方を知らせる説明会を開くべきです。お答えください。

一九八一年、当時の区長名で、都知事宛てに環状三号線の都市計画決定についての要望書が提出されていますが、その中で、「当区が実施した都市計画道路再検討のアンケートで、回答者の六三%が計画に反対であり、住民側はこの計画に厳しい姿勢を示して、区及び区民にとって重大な問題で、十分考慮し、再考されるよう」と記されています。

四十四年前、区長は、区民生活への影響が重大と認識し、アンケートを行っていますが、現在は、その当時より都は巨大な財政力を使い、巨大開発にのめり込んでいます。極めて重大な事態が切迫していると判断し、区が独自に環状三号線に関するアンケートを緊急に行うよう

求めます。お答えください。

日本共産党文京区議会議員団は、本会議、委員会、都市計画審議会でも、再三再四、環状三号線計画の廃止を要求してきました。区長は、「本区への影響も極めて大きいことから、地域と区民の理解が得られる計画にしていくよう強く都に申し入れる、地元の意向に十分配慮したものになるよう、また、慎重に対応すべきもの」との答弁を繰り返されていますが、極めて大きい影響について、具体的にお答えください。

去る六月の都議会議員選挙で、区長が推薦した二人の候補者のうちお一人が、選挙最終盤には街頭で「環状三号線計画廃止を」と訴えていました。区長も同じ認識なのか、伺います。

今こそ、四十五年前、区と議会、住民が一致して意思表明した歴史に学び、区長と議会で東京都に廃止を要求しようではありませんか。お答えください。

そして、区民と議場の皆さん、御一緒に力を合わせましようと、心から呼び掛けるものです。

地籍調査に関する伺いです。

災害などによって土地の境界線が分からなくなることは、災害からの復旧・復興が遅れる要因にもなります。

国土交通省によれば、地籍調査は、土地取引の円滑化、災害からの早期の復旧・復興、効率的なインフラ整備などの効果があり、地籍調査の進捗率を優先実施地域で令和十一年までに八七%、調査対象地域全体で進捗率五七%にまで引き上げる、第七次国土調査事業十箇年計画を示しています。

一方、国土交通省は、地籍調査Webサイトによれば、文京区の進捗率は七%にとどまり、調査状況については休止中で、「再開に向

て準備を行っています」とありますが、七%にとどまっている要因と、休止中の理由を伺います。

また、区は、地籍調査に、令和六年度は二千二百七十二万円、令和七年度は千七百八十三万円を予算に計上していますが、各年度の内訳と金額、また、区道と民有地の境界線については、地籍調査を含め、災害対策に取り組むべきではありますか。併せて伺います。

七月三十一日に開催された心身障害者（児）及びその家族との区政を話し合う集いには、八団体が参加し、六十項目の要望が出されましたが、そのうち三団体から、災害時に福祉避難所への直接避難を求める声が寄せられています。

区は、災害時の福祉避難所への直接避難については、旧耐震基準で建てられた自宅に住んでいる方で、区で定められた二次的トリアージ基準などの要件を満たす対象者に意向調査を行うなど限定していますが、例えば、医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」からは、避難すべき福祉避難所が分かれれば、避難経路を事前に確認することができ、福祉避難所側も準備ができるものとできないものとが明確になり、要支援者とその保護者も、備蓄をより具体的に備えることができるといいます。

医療的ケア児・難病児といった、災害時に最も支援が必要な方は、災害時の福祉避難所を特定すべきではありませんか。伺います。

災害時要配慮者・福祉避難所検討会は、区職員や福祉施設職員などで対策や支援を検討しているとしていますが、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」を合い言葉に、世界中の障害当事者が参加して作成された障害者の権利に関する条約に基づき、当事者の方も参加していただき、対策と支援策を作るべきです。伺います。

この間、日本共産党文京区議会議員団は、聴覚障害者の方に向けた

コミュニケーションツールとしてのタブレット端末の支給を求めてきました。

区と聴覚障害者の方との懇談では、特に災害時に、例えば近年多発する豪雨時でも、「雨の音が私たちには聞こえない。だから、外で何があるか分からぬ」、「土砂崩れとか、避難しなければならなくなつたときに気付かず、逃げ遅れるということが一番心配」との声が寄せられています。

聴覚障がい者団体の方からは、タブレット端末は聴覚障害者が手話や文字で情報を受け取り、意思疎通ができるとしており、災害時に聴覚障害者の方に速やかに情報が伝わるよう、タブレット端末を支給するべきではありませんか。伺います。

二〇二四年度の人事院勧告を踏まえ、保育施設の人事費も、二月補正で一〇・七%引き上げました。この引上げ分が現場の保育士に届いていないという声が寄せられていると、四月一日の東京新聞が報じました。全産業の平均と比べても低い保育士の賃金を引き上げるための公費の上乗せが、現場の保育士まで届いていないとすれば、大きな問題です。

報道では、こども政策担当大臣が「各自治体を通じ、迅速かつ確実に一時金等により賃金の支払いに充てることや、次年度以降の給与表・給与規程等の改定に取り組んでいたくことを要請している」と話したことですが、この上乗せ分の公費が現場の保育士に届いているか、区として実態を把握し、議会で報告るべきです。伺います。

また、障害福祉や介護も、保育と同様に公定価格によってサービスが提供されているのに、人事院勧告を踏まえた人件費アップが区の補正予算で対応されているのはなぜ保育だけで、介護や障害福祉には同様の対応が取られないのか、理由を伺います。

近年の異常な猛暑で、子どもの外遊びが制限されています。公園の遊具は日差しでやけどするほど熱くなつており、じやぶじやぶ池は水温が上がり、教育の森公園では「まるでじやぶじやぶ温泉だ」という声が寄せられています。

キリンホールディングス株式会社が三から六歳の子どもと親を対象にした夏の外遊びに関する調査で、夏に子どもの外遊びをやめた経験のある親は九三・四%に上り、子どもの外遊びの頻度が少ないと思う季節については、四九・六%が夏と答え、冬の約一・五倍です。

子どもの権利条約にある、生きる権利・育つ権利、健康・医療への権利、休み、遊ぶ権利が、猛暑の影響により制限されている状況です。区内のある小学生からは、「日曜日も児童館を開けてほしい。日曜日が退屈で苦痛」という声も寄せられています。

子どもたちが夏も安心して遊べるよう、日曜日も児童館を開館し、区内の区立小・中学校は体育館を土日もエアコンを付けて開放し、子どもたちの遊び場を確保するべきです。

また、夏休み中は、家庭での経済状況で満足に食べられず、子どもたちが痩せてしまうという実態も生まれており、希望する児童には夏休み中も給食を提供すべきです。

また、児童館や区立保育園・学校では、廊下や玄関にもエアコンを入れることを求め、併せて伺います。

以上で私の質問を終わります。

答弁のいかんによつては再質問を留保いたします。
御清聴誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 千田議員の御質問にお答えします。

最初に、診療報酬に関する御質問にお答えします。

まず、診療報酬改定についてのお尋ねですが、診療報酬については、国において様々な検討がなされていることから、国に改定を求める考えはございません。

次に、地域医療の担い手への経営支援等についてのお尋ねですが、国の骨太の方針において、昨年度実施した診療報酬改定による処遇改善や経営状況について、その実態把握と検証を行い、経営の安定と幅広い職種の賃上げにつながるよう的確な対応を行うため、本年度末までに結論が出るよう検討を行なうことが明記されているところです。

また、都においては、物価高騰に対応するため、医療機関への支援策が既に実施されております。

これらのことから、現時点において、区が独自に経営支援等を実施する考えはございません。

次に、健康保険証に関する御質問にお答えします。

まず、新規転入時の資格確認書等についてのお尋ねですが、マイナ保険証の利用登録がないため資格確認書を郵送した件数は、本年一月十七件、二月十四件、三月二十六件、四月三十三件、五月四十四件、六月十六件、七月七件、八月十七件です。

なお、郵送費は総額約八万円で、区が負担しております。

次に、資格確認書等についてのお尋ねですが、マイナ保険証は、国が進める医療DX推進政策の柱の一つであり、区は保険者として普及に向けた取組を進めていく必要があることから、資格確認書の一括交付を行うことや、従来の健康保険証の発行について国に求める考えはございません。

なお、保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いは、制度移行期

において、医療機関等の現場における実態を勘案して認められる対応です。

医療保険の受給資格の確認は、有効な保険証や資格確認書、マイナ保険証により行なうことが基本であることから、保険者として、有効期限切れの保険証の利用を推奨する考えはございません。

次に、医療費についての御質問にお答えします。

現在、国において、OTC類似薬や高額療養費等、医療保険制度について様々な議論がなされているところであり、区としては、その議論の動向を注視し、適切に対応してまいります。

次に、国民健康保険に関する御質問にお答えします。

まず、窓口への問合せ件数についてのお尋ねですが、保険料に関するものも含め、問合せ件数の集計は行なっておりませんが、例年どおり、七月に保険料決定通知書を発送した直後は問合せが増加し、八月以降は平常どおりとなっています。

次に、法定外繰入や子どもの均等割についてのお尋ねですが、法定外繰入による保険料の引下げは、国民健康保険加入者以外の区民との負担の公平性の観点からも望ましいものとは言えないと、法定外繰入の将来的な解消を見据え、対応していくべきと考えております。

また、子どもの均等割保険料については、国より「均等割保険料の全額を免除することは適当ではない」との考え方が示されていることから、区独自で子どもの均等割を廃止する考えはございません。

次に、子ども・子育て支援金制度についてのお尋ねですが、国は、「少子化、人口減少に歯止めを掛けることにより、医療保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に重大な受益となるもの」と説明しております。

このことから、国民健康保険特別会計の目的外使用に当たるとは考

えておりません。

次に、国民健康保険制度に対する認識についてのお尋ねですが、国民健康保険は、国民皆保険制度の最後のとりでであり、国の社会保障体系の中核をなすものの一つであると認識しております。

次に、生活保護に関する御質問にお答えします。

まず、最高裁判所の判決に対する認識等についてのお尋ねですが、生活保護基準は、国が社会保障審議会の検討結果を踏まえて定めたものであり、区では、この基準に基づき、適正な運用を行っているところです。

今般の最高裁判所判決を受け、国において、今後の対応の在り方について検討がなされています。区としては、こうした国の動向を注視し、国から方針が示された際には、適切に対応してまいります。

なお、これまでの削減額、世帯数及び生活保護基準を参考する事業への影響については、国の検討結果が示されていない現時点において、算定することは困難であると考えております。

次に、家財処分費用等の支給についてのお尋ねですが、生活保護受給者が亡くなった場合、部屋の整理は生活保護制度の対象外であり、原則、受給者である賃借人の相続人が行うこととなつております。

なお、身寄りのない高齢者等が抱える死後の事務支援などの対応については、国において様々な検討がなされていることから、その動向を注視してまいります。

次に、生活保護の周知等についてのお尋ねですが、区ホームページに掲載するパンフレットについては、生活保護の相談があつた際、相談者の理解がより深まるよう作成したものであり、表紙に「生活保護の申請は国民の権利」と掲げております。

内容については、制度の仕組みや受給者の権利等について、分かりやすくかつ丁寧に説明したもので、人権に配慮したものと認識しております。

また、区の施設への配架やポスターの掲示は考えておりませんが、引き続き、相談者に寄り添った分かりやすい説明と、相談しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、白山四丁目国有地についての御質問にお答えします。

高齢者施設の整備に当たっては、法定の必要面積を適正に確保した上で、地域交流スペースや地域防災への考え方等も含めて、事業者に提案してもらうよう、公募の手続を進めております。

地域交流スペース等の整備や防災への協力の在り方については、今後、整備を行う事業者において、地域の要望を踏まえて進めることとしております。

なお、当該国有地は、国が所有権を留保しつつ定期借地権による貸付けを行う留保財産に指定されているため、募集要項に道路の整備を記載することは考えておりません。

次に、コミュニティバスについての御質問にお答えします。

公共交通不便地域の解消については、社会情勢や交通システムの進展等を踏まえた上で、コミュニティバスを含め、様々な公共交通サービスを総合的に検討していくべきものと考えております。

したがつて、白山・千石・大塚地区の公共交通不便地域については、コミュニティバスのみを前提とした検討は行っておりません。

なお、根津、旧中山道、目白台の神田川沿いの地域への路線拡大についても、考えておりません。

また、土日・祝日の臨時ダイヤについては、早期に臨時ダイヤを解消するよう運行事業者と協議を重ねてますが、運転士不足の状況

が解消されていないため、引き続き、運行事業者の行う人員確保策への支援に努めてまいります。

次に、環状三号線に関する御質問にお答えします。

まず、東京における都市計画道路の整備方針についてのお尋ねですが、これまで、必要性の検証に当たり、都からの具体的な要請はなく、地域に関わる検証項目については、中間のまとめに係る意見募集を踏まえ、今後、東京都、特別区及び二十六市二町で検討を行っていく予定です。

次に、優先整備路線についてのお尋ねですが、今後、必要性が高い路線を対象に、総合的に優先整備路線を選定していくため、必要性が高い路線が必ず優先整備路線になるということではございません。

次に、調査報告書についてのお尋ねですが、現在、都では、区内の環状三号線における整備形態等の検討が行われておりますが、区と協議できる段階には至っていないと聞いており、区として報告書の内容は把握しておりません。

環状三号線については、本区への影響も極めて大きいことから、今後とも、地域と区民の理解が得られる計画にしていくよう、強く都に申し入れてまいります。

次に、本区独自のアンケートについてのお尋ねですが、環状三号線は、本区のみならず、計画区域全域に關係する路線であり、その他の路線も含め、都市計画道路の整備方針については、必要性等を東京都、特別区及び二十六市二町と協働で検証しております。

また、整備方針の策定に当たっては、都で意見募集などを行うため、本区独自でアンケートを行う考えはございません。

次に、道路整備による影響についてのお尋ねですが、買収やそれに伴う移転、生活再建などに加えて、工法や整備形態によつては、工事

期間の長期化による居住環境への影響が想定されます。

また、地域内の行き来がしづらくなることにより、生活動線や地域コミュニティへ影響が出るなどの可能性も考えられます。

次に、計画廃止の認識についてのお尋ねですが、地域と区民の理解が得られる計画にしていくよう、都に強く申し入れているところであり、区として慎重に対応すべきものとの考えに変わりはありません。

次に、地籍調査に関する御質問にお答えします。

まず、進捗と休止理由についてのお尋ねですが、都市部では、細分化された一筆の土地が多いことから、権利関係が複雑であるとともに、土地所有者の特定が難しいため、調査に時間が掛かる状況となっています。

また、令和二年九月の国土調査法改正に伴い、官民の境界に加えて、新たに民民の筆界点の確認が国及び都補助金の要件とされたことから、円滑な調査実施に向けた課題整理のため、現時点では調査を休止しております。

次に、各年度予算の内訳と金額についてのお尋ねですが、昨年度は、公共基準点維持管理委託二千二百六十万円、担当者講習会の参加費用等十二万円、本年度は、公共基準点維持管理委託千七百七十万円、担当者講習会の参加費用等十三万円となっております。

次に、区道と民有地の境界についてのお尋ねですが、土地所有者の申請による境界確定を引き続き実施し、地籍調査としての事業再開については、国や都、他自治体の状況を踏まえ、検討してまいります。

次に、要配慮者に対する災害時の対応に関する御質問にお答えします。

まず、福祉避難所についてのお尋ねですが、福祉避難所は、平常時には入所又は通所施設等として運営されているため、災害の際は、入

所者・利用者の安全確保、施設の被災状況や職員配置等を確認の上、開設する必要があります。このため、在宅避難が困難な避難行動要支援者は、初めに一般避難所へ向かっていただくことを原則としております。

福祉避難所への直接避難については、避難行動要支援者名簿への掲載者のうち、旧耐震基準の自宅に居住し、区で定めた二次トリアージ基準等の要件を満たす方を対象にしております。

対象者には、事前に意向調査を行うとともに、福祉避難所との調整を行い、在宅避難が困難な場合に備え、直接避難が円滑に行われるよう取り組んでおります。

今後とも、対象者へきめ細かな調査を行うとともに、直接避難については、福祉避難所協定施設との協議を進めてまいります。

次に、災害時要配慮者・福祉避難所検討会についてのお尋ねですが、本検討会については、福祉避難所で受入れが想定される避難行動要支援者の種別・症状等が多岐にわたることから、その対象ごとの当事者に参加いただくことは考えておりませんが、各分野の福祉施設職員等に、当事者の視点を踏まえた専門的な知見からの意見を頂きながら、対策や支援を検討してまいります。

次に、聴覚障害者向けタブレットの支給についてのお尋ねですが、区では、ホームページや防災アプリのほか、エリアメール、リアラート、SNS等、複数のツールを活用し、全ての方に災害情報が確実に届くよう努めています。

また、避難所には手話通訳アプリがインストールされたタブレット端末を配備するほか、当事者団体の要望を伺いながら、手書き電光掲示板を全避難所に配備するなど、聴覚障害者に対する情報伝達が確保されるよう取り組んでいるところです。

現在のところ、平時からタブレット端末を貸与する予定はございませんが、引き続き、災害時の丁寧な情報伝達に努めてまいります。
最後に、保育士や介護職員等の人事費に関する御質問にお答えします。

まず、保育所の公定価格引上げ分に係る実態調査についてのお尋ねですが、区では、各運営事業者から処遇改善等加算の実績報告を受ける際、給与簿等の提出も求めながら確認を行っております。

なお、支払いを受けていない等の相談が個別にあつた場合には、速やかに雇用先の運営事業者に対し確認を行う等、引き続き、保育士の処遇改善につながるよう取り組んでまいります。

次に、介護職員等の人事費についてのお尋ねですが、公的価格の制度における介護、障害福祉サービスの報酬については、国の社会保障審議会において、実態調査で把握される施設や在宅サービスの類型ごとの収支状況を踏まえ、その提供に要する平均的な費用等を勘案し、原則として三年ごとに報酬を決定することとされているため、保育とは仕組みが異なっております。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　　丹羽恵玲奈教育長

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈）　　教育に関する御質問にお答えします。

初めに、就学援助に関するお尋ねですが、生活扶助基準の見直し後の就学援助の認定基準額については、国の通知を参考に算定しているところです。そのため、本件に関し、国に要望を行う考えはございません。

次に、子どもたちの遊び場の確保についてのお尋ねですが、児童館

を日曜日に開館することについては、職員の勤務体制の確保などの課題があり、現時点で考えておりません。

また、土曜、日曜、祝日等に地域の子どもたちに小学校の校庭を開放することもひろば事業では、猛暑の影響などを考慮し、体育館で活動が実施できるよう努めてきたところです。

今後も、悪天候の際には体育館で実施できるよう学校と調整し、子どもの屋内遊び場の確保に取り組んでまいります。

次に、夏休み中の給食提供に関するお尋ねですが、本区では、現在、子ども宅食プロジェクトや子ども食堂への支援を展開しております。

夏休み中に学校給食を提供することは考えておりません。

最後に、学校等の廊下や玄関へのエアコンの設置に関するお尋ねですが、引き続き、各施設の状況を踏まえ、必要な対策を進めてまいります。

「千田恵美子議員「議長、九番」と発言を求む。」

○議長（市村やすとし） 九番千田恵美子議員。

○千田恵美子議員 区長、教育長、御答弁ありがとうございました。

OTC類似薬の保険給付外しは大問題です。自己負担額増大の問題はもちろんですが、自己判断での間違った使用による健康被害を強く危惧します。国に断念を求めるべきです。

そして、環状三号線について、区民への影響を御答弁していただきました。文京区の緑、文化、住環境を破壊する道路延伸計画です。私は、この夏、地元で直接住民の方の声を聞きましたが、ほとんどの方がやめてほしいと言っています。

四十四年前、区として反対の意思表明をしたように、正に今、都に廃止をするようお伝えいただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

午後三時再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔海津敦子議員「議長、二十九番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十九番海津敦子議員。

〔海津敦子議員登壇〕

○海津敦子議員 区民が主役の会の海津敦子より質問させていただきます。区長、教育長から、人権を尊重した答弁があることを強く期待して始めさせていただきます。

まず、区政への信頼を根幹から揺るがす問題についてお伺いさせていただきます。

ある職員が、区長、副区長、部長、課長の印鑑を無断で作成・使用し、決裁を経ずに予算流用を繰り返していくことが明らかになりました。

予算流用とは、本来の目的とは違う用途に税金を使う行為です。今回はその決裁を偽装し、公文書まで偽造して行われた、明らかに故意による不正でした。

ところが、区は、この事実を重大な運用上の不備として内部統制評価報告書に整理し、公表しました。内部統制とは、本来、不正を防ぐ仕組みであり、再発防止のためのものです。ところが、今回は不正を隠すための隠れみのに使われたのではないか、そう思わざるを得ませんでした。

服務規律違反や刑事責任が確定する前に、なぜ不備と矮小化し、内部統制で処理したのか。わざわざ行つた不正の重大性を軽視し、隠蔽と疑われて仕方のない対応です。

しかも、その判断に至る経緯を示す記録は一切残されていません。なぜ、記録がないのでしょうか。誰が、いつ、どこで、どんな議論を経て、処分より先に内部統制で報告すると決めたのか。通常であれば、内部統制推進本部といった正式な会議体で議論し、記録を残すべきです。ところが、第一回の本部会議は、既に作成済みの報告書案を追認するだけの場でした。

区民の皆さんはこれで本当に納得できるでしょうか。区政の根幹を搖るがす不正を不備と言い換え、責任を曖昧にする、これは区の信頼を深く傷付けるものだと考えます。

更に問題なのは、上司への報告もなく、東京都への補助金申請などを五件行つていた事実です。これは区議会にも報告されていません。内部統制評価報告書にも一切含まれていません。府内でも把握していない職員が少なくないのが実態です。

予算流用は、組織的な意思決定を経ない行為として問題視されたのに、補助金申請等はなぜ対象外だったのでしようか。判断基準の違いは何に基づいたのか、どこで誰が議論し、どう結論付けたのか、この件もまた、記録も説明も残されていません。なぜでしようか。

基準が不透明なままでは、内部統制の公平性や信頼性も損なわれます。まして、公文書偽造という重大な不正が内部統制処理に格下げされていることに、区民が納得できるのでしょうか。

また、危機管理についてもお伺いいたします。

この不正事案は、四月の当初の段階で発覚していました。しかし、部長級に共有されたのは七月の府議が初めてでした。区長、副区長、

部長、課長の印鑑が無断で作られ、公文書が偽造され、補助金も勝手に申請されていたにもかかわらず、三ヶ月も情報共有されていなかつたのです。

危機管理の初動としては、これは著しく不適切です。発覚時点で、他でも起きているかもしれないという危機感を持ち、総点検を行うべきではなかつたでしようか。

誰がどの段階で、どの理由で情報共有を制限したのか、情報公開を掛けても、その過程を示す記録は一切残されていません。これでは検証もできません。危機管理が機能していなかつたことや隠蔽体質が浮き彫りになりました。

限られた範囲で対応を完結させ、その中で報告書の内容まで決められていたとすれば、再発防止にも説明責任にもつながらないものだと考えます。

また、文京区では、年間千件以上の予算流用が行われています。これは、単なる一部職員のモラル問題ではありません。

予算流用は、本来、例外的にしか認められないものです。しかし、物価高騰や突発的な区民ニーズに応えるためなど、やむを得ず行われる場合ももちろんあります。それでも、千件以上という数字は、当初予算見積りの精度に問題があるのでないかと思わざるを得ません。あるいは、最初から流用を前提とした予算編成が慣行化していたのではないかでしようか。こうした疑惑を拭えません。

区長は、この一連の事案を引き起こした職員の逸脱と決め付けるのでしょうか。それとも、文京区全体のガバナンスの脆弱性と受け止め、組織的改革に取り組むのか、お伺いいたします。

次に、教育政策と契約の透明性についてお伺いいたします。

七月、文京区教育委員会と国際バカロレア機構（IB）が共催した

シンポジウムが開かれました。IB機構の総裁が登壇する、大変貴重な機会でした。

けれども、当日の運営には強い違和感が残りました。主催は教育委員会のはずです。ところが、開会挨拶したのは区長です。教育長は最後まで登壇せず、代わりに課長が教育の方向性を語りました。

教育委員会制度は、本来、政治から独立して教育の方針を決める制度です。教育長が出ない、区長が前面に立つのは、制度の趣旨から大きく外れていると考えます。

まして、教育長は、二〇〇五年から二年間、アメリカにお子様を同伴し、海外赴任した経験があります。今回は、世界に向かた学びのプロジェクトに関して、その経験と日頃の見識をパネリストとして御披露いただく絶好の機会であったとも考えます。

教育委員会が主催する、教育を語る公の場に、教育長の立場が見てこなかつたこと、違和感が拭えません。その判断はどこで誰がどのように行つたのでしょうか。

更に問題なのは、IB教育をめぐる随意契約についてです。

昨年十月、IB機構側は「著作権の関係で、研修プログラムは株式会社スマイルバトンしか提供できない」と区に説明しました。区は、そのため、同社と契約に向けて準備を進めていました。

ところが、今年三月に突如、そのIBの代理の方が、「著作権の管理上、SILVER FERN HOLDINGS株式会社でなければできない」と説明が変わつてしまつたのですね。そこで、区はそのとおりに契約しました。

僅か数か月で唯一の提供者が入れ替わる、これは誰が聞いても不自然で、疑問を抱くものではないでしょうか。

調べてみると、SILVER FERN HOLDINGS株式会社

の代表は、文京区との打合せを担当していたIB機構側の人物だつたのです。つまり、この会社しかできないと説明しておいて、自分の会社と契約を結ばせていたことなのですね。利益相反の疑いが持たれて当然です。

しかも、この人物は、文京区教育委員会の清水委員、そして区長と同じ団体、世界イマーシブラーニング推進協会で役員と一緒に務めていらっしゃる方です。教育委員、区長、契約相手が同じ団体で役職を持ち合う、これを偶然と片付けられるものでしようか。

区は、この関係を契約時点で把握していたのでしょうか。把握していたならば、第三者の検証を行わなかつたのでしょうか。把握していないかつたならば、なぜ最低限の確認すらしなかつたのか、区の教育委員会の説明を待っています。

次に、文京区は今、子どもの権利条例を作ろうとしています。全ての子どもが自分らしく安心して育ち、学び、遊べるまちを目指す、その理念に私も強く共感しています。

けれども、今の現実とすればはいらないでしようか。障害や発達、言語に特性のある子どもにとつて、制度が一律にあるだけでは権利は使えません。

例えれば、読み書きが苦手な子、感情を言葉にするのが難しい子、日本語に支援が必要な子、様々います。そうした子たちに合わせて支援を整えてこそ、初めて保障された権利が使えます。

けれども、現実には、合理的配慮を求めて「特別なことはできません」と断られた、そんな声がいまだに続いています。

条例案では、区や学校の責任は「努めるもの」とされ、合理的配慮さえ努力義務に引き下げられています。なぜ後退させる必要があるのでしょうか。

条例は理念だけではなく、最低限ここまでやると明記すべきです。差別してはならないと掲げるなら、義務として書き込むべきです。

理念だけでは終わらせず、全ての子どもの権利が使える状態で守られる条例にしていく、その原点を問い合わせ直しをしていくべきだと思います。

次に、こども権利条例の理念が掲げられても、それが学校や園の設計に生かされなければ、子どもたちの日常の中では絵に描いたもとにすぎません。理念と現場の矛盾を放置せず、設計の段階から子どもの権利を組み込める、その一步が、真に権利が保障される教育環境につながると思います。

例えば、放課後の安心・安全な居場所を作るアクティは、補食の提供や十八時半までの延長など、小学校六年生までの多様なニーズに応える大事な事業です。

けれども、改築を終えた誠之小学校、改築中の柳町小学校、明化小学校、そして基本設計中の小日向台町小学校、いずれもアクティの専用の事務室や荷物置場は設けられていないのです。廊下にブルーシートを置いて荷物を並べる、その状況が今も続いています。子どもの安全を守る拠点となる事務室すらないのです。

こどもの権利条例の理念と学校設計との整合性について、教育委員会の見解をお伺いします。

また、アクティ事業の質を支えるために、今後の学校設計で専用スペースをどう確保するのか、方針もお伺いさせていただきます。

次に、条例素案には、子どもが自ら考え、学ぶ環境づくりが書かれています。けれども、文京区のこども園は、乳児は一階、幼児は二階と分かれています。二階からは園庭が見えず、行き来もしにくい構造です。

区立保育園でも、保育の目が十分に届かないという課題が指摘されています。

子どもが外で遊びたいと思ったときにすぐ出られる構造、室内と園庭が視覚的につながる構造、それは、遊びの自由と安全を同時に保障するものです。

こうした視点を欠いた設計が今も残っていることについて、設計基準の見直しを含め、今後の方針をお伺いいたします。

次に、育成室・児童館の空間についてお伺いします。

小日向台町小学校の基本設計で示された育成室や児童館は、地域の児童数増加を考えたとき、広さとしてはまだまだ足りず、遊びが制限されざるを得ない状況ではないかと考えます。ただし、校庭や園庭をどう使うか、空間設計や動線の工夫によって遊びは広がります。

現状の課題と今後の改善についてお伺いします。

次に、子どもを支えるチーム学校についてお伺いします。

今、学校には、不登校、発達特性、家庭の困り事、様々な課題が山積みしています。だからこそ、スクールソーシャルワーカー、OT、ST、ICT支援員、学校図書館司書など、多様な専門職が連携して子どもを支える、チーム学校が必要です。

けれども、直近の小日向台町小学校の基本設計でさえ、相談室や作業室が不十分です。教室に入りづらい子どもの居場所も、ただ取りあえずスペースを確保したという程度の広さです。担任だけでなく、多様な専門家がチームとなつて、個々の子どもの学びを支え、生活を支える、とても十分とは言い切れません。

チームで支える、チーム学校の実現を掲げるなら、設計に反映されないこの矛盾をどう受け止め、どう改めていくか、教育委員会のお考えをお伺いします。

次に、文京区立の小学校では、プールを使うのは年間二十日程度です。それでも、小日向台町小学校の基本設計では、屋上にプールを常設し、消防用水の名目で水をため続ける構想になっています。しかし、消防用水は、校庭の地下に貯水槽を設けることで代替できます。

限られた敷地だからこそ、子どもたちの多様な学びを保障する空間や地域利用、防災に直結する使い方を優先すべきではないでしょうか。

また、水泳指導は近隣の中学校やスポーツ施設を活用するなど、どうしたらできるかを検討すべきだと考えます。

次に、災害関連死に絡む避難所の在り方についてもお伺いいたします。

学校は災害時に避難所となります。だからこそ、避難所の質が命を守る鍵になります。

直下型地震では避難所生活が長期化します。命を奪うのは揺れそのものだけではありません。ストレスや持病の悪化による災害関連死が多く報告されています。

にもかかわらず、小日向台町小学校の基本設計では、避難所となる体育館が地下一階にあり、自然光も入りにくく、風も入りにくく、外の景色は見えません。これでは長期の避難生活にとても耐えられません。

避難所の質を高める設計は、災害関連死を防ぐための具体的な命の対策です。本来、最初の設計から当然組み込まれるべき視点ではないでしょうか。お伺いします。

また、学校は子どものためだけではなく、地域の公共施設でもあります。放課後や休日を使って、どう地域利用を作るか、これは、現代の学校設計に欠かせない視点です。

しかし、小日向台町小学校の基本設計にはその発想がほとんどありません

ません。明化小学校や柳町小学校も同じです。

他の自治体では、体育館や校庭だけではなく、図書館や音楽室、家庭科室なども地域に開放し、学びや交流の地域拠点にしています。

百億円を超える公費を投じて学校を建てるなら、地域開放を拡充する設計すべきではないでしょうか。なぜ文京区の設計は他自治体に比べて遅れているのでしょうか。お伺いいたします。

次に、良質な学校環境についてお伺いいたします。

大塚小学校では、児童数増加で数年前増築したにもかかわらず、児童数が更に増えて、教室はぎりぎりの状況です。しかも、近隣の東京健生病院跡地にはマンション計画があります。それにもかかわらず、教育委員会は「大塚小学校は余裕があるので大丈夫」と言います。

しかし、教育委員会は、これまでも大丈夫と予測してきましたが、その予測は大きく外れてきました。

では、今回の大塚小学校は大丈夫という判断は、これまでと何が違うのでしょうか。

一方、改築したばかりの誠之小学校では、図書室が書庫化しています。職員室も既に一杯です。学級数分の教室は確保できても、改築時に学校、保護者、地域、教育委員会が願った、新しい時代の学びを実現する教育環境は、教室確保のためにほとんど失われてしまいました。今後どうするのでしょうか。こうした状況は他の学校でも起きています。

子どもたちの今に応じて、多様な学びを展開できる空間をどう確保し続けるのか、その視点こそが必要ではないでしょうか。

次に、障害のある子の人権についてお伺いします。

学校から「お宅のお子さんのためには特別支援学級で学習するのが望ましいですよ」と言われたりすることがあります。でも、そのため

に学校に特別支援学級が設置されなかつたら、実は越境通学を強いられるのが現状です。

これは、障害を理由に、子どもが地元の学校で学ぶ権利を奪うことです。お子さんのためにと言いながら、実際には地域から子どもを追い出す言葉にすぎません。こども条例が目指す、地域で安心して生き、過ごす権利を、教育委員会自らが保障していないのです。

文京区内でも、令和七年度だけで、特別支援学級に入るため学区外に通うお子さんは、誠之小学校に十二人、窪町小学校に十二人、本郷小学校に十五人、千駄木小学校に十一人、他の学校でも同じような状況です。

保護者も子どもも、通学で大きな負担を強いられています。新しい学校を作るなら、なぜ最初から必要な特別支援学級を見込まないのでしょうか。

地域で学ぶことは、その子が地域で生きることにつながります。

神奈川県、千葉県は、要望があれば、一人でもその子に必要な特別支援学級を設置しています。東京都は、各市区町村が判断すればいいことだと言っています。

文京区教育委員会の覚悟をお伺いいたします。
た学校です。

次に、柳町小学校は、二十年近くインクルーシブ教育を推進してきました学校です。
ところが、新しい設計では、エレベーターが教室や階段から離れ、車椅子の子は遠回りを強いられています。

卒業生からこんな声が届いています。「駆はエレベーターを増やし、誰もが同じ動線で移動できるようにしている時代に、新しい学校で車椅子の子だけ遠回りするのはおかしい」、「車椅子を使う人を軽く見ている証拠だ」、「エレベーターの位置は命なのです」と。私たちは

重く受け止めなければいけない言葉だと思います。

条例案には「全ての子どもはどんな理由でも差別されません」と明記しています。それなのに、未来を作る学校で、障害のある子だけに遠回りを強いる。区は本当にこどもの権利を保障しようとしていると言えるのでしょうか。

かつて、教育委員会の幹部は、「少数の子のために設計変更して多額の税金を掛けることに理解は得られない」と発言されました。人権は多数決で決めるものではありません。これは合理的配慮以前の問題で、誰もが自然に同じ経路を使えるようにする、当たり前の環境整備です。

さらに、誠之小学校、柳町小学校、明化小学校、小日向台町小学校のいずれも、障害者用駐車場から入口まで屋根がありません。どうなるかといえば、雨の日にはずぶぬれになってしまいます。これまで教育センターでも同じ指摘があつたのに、なぜ同じ失敗を、設計を繰り返すのでしょうか。

「もう間に合わない」、「次から反省します」では何も変わりません。工事が進んでいても、動線の改善や屋根の設置など、できる対応は必ずあるはずです。人権の問題です。お伺いします。

次に、包括的性教育についてお伺いいたします。
性に関する教育について、文京区教育委員会は、子どもたちが正しい知識を持ち、適切な判断ができるようになることが大切としています。私もそのとおりだと思います。

しかし、現場はどうでしょうか。性交渉や同意といった大切な内容が、学校できちんと教えられるとは言えません。

文京区は、朝日新聞の調査に対し、「性交渉や中絶について教えたい学校があれば、ある程度認めたい」と回答しました。避妊について

も同様です。

教育委員会の前向きな姿勢は評価できます。けれども、実際の授業では、「妊娠の経過は取り扱わない」といった学習指導要領の一文に縛られ、性行為や避妊に触れられないまま進められているのが現実です。

しかし、文部科学省は明言しています。「学習指導要領は最低限であり、必要があれば発達段階に応じた指導を行うことができる」と。

ならば、教育委員会が積極的に発達段階に応じた包括的性教育を行える講師を確保し、現場で実際に授業ができるよう後押しすべきではないでしょうか。お伺いします。

知識はリスクではありません。自分と相手を守る力です。子どもたちには知る権利があり、それを保障するのは大人の責任です。

そして今、文京区では、子どもの権利条例の制定に向けて、子どもの声を聞く取組が進んでいます。だからこそ、このタイミングで性教育について、子どもたちの知りたい、学びたいの声に丁寧に応えていくべきではないかと思います。

次に、防災についてお伺いいたします。

国の避難所運営指針が改定され、一人当たり畳二畳分のスペースに改定されることになりました。被災者の人権を守る基準が定められたということです。

一方、文京区は従来、一人当たり畳一畳分で、避難者数は二万六千人と想定しています。しかし、国の基準で再計算すると、その半分しか入れません。

現在、区では再試算を進めているのですが、その進捗状況と、見えてきた課題は何か、お伺いいたします。

避難所の混乱を防ぐには、在宅避難できる人を増やすことが不可欠

です。どのように考えているのか教えてください。

そして、トイレです。女性は男性の三倍の時間が掛かると言われ、行列が常態化します。避難所になる学校では、日常でも、女子児童からは「トイレの行列で遊ぶ時間が減る」という声が届いています。にもかかわらず、新しい学校の設計でも、そうしたことは反映されていません。小日向台町小学校の基本設計にすら、男女比三対一の便器数は盛り込まれていないのです。

なぜ府内で横串を通した設計ができないのでしょうか。今後の学校設計に必要な情報収集が余りにも不足しているのではないでしょうか。

そして、情報提供についてお伺いいたします。

この夏も、命の危険さえある暑さが続きました。区立の屋外スポーツ施設でも、活動する姿はほとんど見掛けられませんでした。

ところが、各施設が示す稼働率を見ると、春や秋の穏やかな時期と大きな大差がありません。理由は明確です。天候によるキャンセルが稼働率から除外されているためです。実際の利用実態と乖離（かいり）した数字になっているのです。言い換えれば、稼働率が予約ベースの消化率になっていて、本当にどれだけ使われたかが映し出されていないのです。

区民の安全と健康を守る意味でも、実態を反映した指標を把握することは不可欠です。特に、地球温暖化の影響で災害級の暑さが日常化する中、これまでの前提をそのままに施設整備を進めるのではなく、見直しが必要ではないでしょうか。

今後は、公共施設、特に屋外施設の設計・運用を考えるに当たって、まず、キャンセルを含めた実利用率や時間帯別・気温別の利用状況など、実態に即した稼働率へ改めることが求められると思います。お伺いします。

次に、区民に開かれた情報公開についてお伺いします。

文京区の審議会・協議会でオンライン中継があるのは、基本構想推進区民協議会だけです。一步前進ではありますが、それ以外の会議は中継も録画も一切ありません。

例えば、子ども・子育て会議は夕方六時半からです。仕事や家事で忙しい時間帯に開かれますが、中継も録画もなし。教育委員会定例会や総合教育会議も日中に開かれ、後から見返すことすらできません。

仕事、体調、育児、介護など、事情で会場に行けない区民には、知ることも参加することも保障していないというのが文京区の現状です。

一方、千代田区は、教育委員会は録画を公開し、世田谷区は、教育総合会議や審議会を中継・録画しています。共通しているのは、大事な会議だから誰でも見られて当然という姿勢です。

文京区は、自治基本条例で区民参画を掲げ、情報アクセシビリティ条例も整備しました。ならば、今こそ、本当に参加できる仕組みを実行すべきではないでしょうか。

教育委員会定例会や総合教育会議の中継・アーカイブ配信、傍聴可能な審議会の録画配信。検討しますではなく、いつどのように実施するのか、区長と教育長の方針をお伺いします。

文京区は、文京区議会は通年議会です。ところが、日本語支援事業は六月二十日に教育長決裁で事業が決まっていたのに、七月も八月も「報告事項なし」とされました。議会への報告は九月です。本来なら、七月、八月の文教委員会に報告されるべき内容です。なぜ、誰がこのように決めたのでしょうか。

同じことは厚生委員会でも起きています。高齢者や障害者の実態調査について、九月に報告すると言いました。「印刷が間に合わないか

ら委員会で出た意見は反映できません」。ならば八月に開けばよかつたのに、ここでも「報告事項なし」とされました。

ここで本当に通年議会と言えるのでしょうか。区にとつて通年議会は何なのか、区長の見解をお伺いいたします。

さらに、議員への情報提供についても不公平があります。三人以上の会派には事前説明があるのに、二人以下の会派には資料だけ。説明が必要なら「電話してください」と、情報の質にもタイミングにも差が出ています。

区が組織として全ての議員に等しく情報を届ける姿勢を徹底しなければ、区民の信頼にはつながりません。こうした運用は見直すべきではないでしょうか。お伺いいたします。

最後に、結びに、文京区の組織文化に、一度決めたことを覆さない空気があるのを感じてしまいます。それが結果として、不正を隠したり、権利を軽んじたり、区民の声を遠ざけているのではないかでしょか。区長の率直なお考えをお伺いしたいと思います。

これで私の本会議質問を終わります。

ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○議長（成澤廣修）　海津議員の御質問にお答えします。

最初に、内部統制等に関する御質問にお答えします。

まず、重大な不備事案の扱いについてのお尋ねですが、本区では、財務に関する事務及び個人情報に関する事務を内部統制の対象事務としております。

御指摘の件については、財務に関する事務である予算流用処理の不

適切な事案であることから、内部統制における重大な不備として公表したものです。

本件は、内部統制の基準にのつとり対応したものであり、その適否を議論するものではないことから、記録等はございません。

また、本件は、職員の服務規律違反というだけでなく、刑事責任にも該当し得る事案であり、その点については、内部統制評価とは別に、懲戒事案として厳正に対処すべきものであることから、複数の関係者に対して聞き取りを実施するなど、事実関係の正確な把握に努めた上で、処分を決定しております。

次に、内部統制評価報告の手続についてのお尋ねですが、本区では、地方自治法第百五十条第四項に規定する報告書の作成においては、毎年六月の内部統制推進本部幹事会及び七月の内部統制推進本部において意思決定の上、前年度の事務執行に係る内部統制評価報告書を取りまとめており、幹事会と本部の記録は残しております。その後、監査委員の審査意見を付けて、同条第六項の規定により、九月の区議会定例議会に提出をしております。

本年も例年どおりのスケジュールで進めてきたところであり、会議資料については、府内においても共有されております。

一方、今回の服務規律違反に係る事実関係の把握には一定の時間を要したことから、結果的に処分の決定が内部統制評価報告書の取りまとめの時期よりも後になつたものであり、何らかの意図があつたものではございません。

したがいまして、本件を内部統制上の重大な不備として取り扱つたことが、あたかも不正を隠すため、矮小化するために行われたとの御指摘は全く当たらないものと認識しております。

次に、補助金申請事案の取扱いについての御質問にお答えします。

今回の補助金申請事案については、関係機関の確認や協力を得て、その事実確認を慎重に行っていく必要があります。内部統制評価報告書を取りまとめる時点において、重大な不備に該当するか否かの判断が困難であつたため、当該報告書には含めず、今後の内部統制推進本部にて譲る予定です。

また、本件及び先ほどの予算流用の件については、内部統制評価とは別に、服務規律違反として職員の懲戒処分を既に行つており、「内部統制処理に格下げ」との御指摘は全く当たらないものと認識しております。

次に、危機管理としての初動と情報共有についての御質問にお答えします。

本件は、先ほども申し上げたとおり、服務規律違反というだけでなく、刑事責任にも該当し得る事案であり、事実関係の正確な把握が必要であったことから、情報を共有するまでに一定の時間を要したもので、共有を制限したものではなく、事案の全容把握後に、府内に対し、服務規律の確保について要請したところです。

また、内部統制評価報告書において重大な不備事案として整理しており、今後の再発防止とともに、適切な危機管理対応に努めてまいります。

次に、予算等に関する御質問にお答えします。

まず、予算の流用についてのお尋ねですが、毎年度の予算編成においては、各事業に必要な予算を適切に判断するため、各部との綿密なヒアリングや調整を重ねるとともに、過去実績や事業者からの見積書等も踏まえ、財政部門でその実施内容や経費の妥当性を慎重かつ厳格に判断しております。

その上で、地方自治法に基づく流用手続は、歳出予算の執行上やむ

を得ない場合に限り、議決予算の趣旨を損なわないよう配慮しつつ認められるものです。

具体的には、物価高騰、人件費及び災害対応などに係る経費の増に対応する必要から、結果として、毎年度、一定数の流用が発生しております。

このため、「当初予算見積りの精度に問題があった」、「流用を前提とした予算編成が慣行化していた」との御指摘は当たらないものと認識しております。

次に、一連の事案に対する認識についてのお尋ねですが、本事案を職員個人の問題とするではなく、内部統制上の重大な不備事案と捉え、不正をリスクとして位置付けることで、組織として再発防止に向けた取組を進めてまいります。

次に、子どもの権利に関する条例についての御質問にお答えします。（仮称）子どもの権利に関する条例は、子どもの権利に関する区の基本的な考え方を示す理念条例であり、この条例の趣旨を踏まえて関係各課が施策に取り組むことにより、子どもの権利の保障を推進していくものです。

障害のある方への合理的配慮の提供については、障害者差別解消法において義務として規定されており、条例の素案では、差別の禁止としてしております。

次に、保育所の設計についての御質問にお答えします。

これまで、保育所については、限られたスペースの中で子どもが安全に楽しく過ごし、より良い保育ができるよう、保育現場を始め、関係部署で協議を重ね、保護者にも意見を聞きながら設計を行ってまいりました。

今後とも、大規模改修等を行う際は、子どもの気持ちに寄り添いつつ、安全・安心な環境で質の高い保育が提供できる設計となるよう努めてまいります。

次に、避難所に関する御質問にお答えします。

まず、避難所収容人数の再算定についてのお尋ねですが、避難所運営ガイドラインの改訂に当たり、避難所となる区立小・中学校の現地確認を行うなど、避難スペースを再確認し、都の避難所運営指針で示された国際基準に準拠した収容率も含め、数値の確認作業を進めているところです。

現時点で具体的な数値をお示しすることはできませんが、想定される全ての避難所避難者に対してこの基準を適用することは、物理的に困難な状況です。

今後も、将来的に都が示す基準に近付けていくよう、継続して、在宅避難の推進による避難所避難者数の抑制や、二次的な避難所の確保に取り組んでまいります。

また、災害関連死を防ぐため、高齢者や障害者、妊娠婦等、支援の必要性が高い避難者に配慮した居住スペースの確保や、時間の経過に伴う避難者数のピークアウト等、様々な状況に応じた運用等についても検討しております。

次に、在宅避難の推進についてのお尋ねですが、区では、自宅が被災していない場合の避難行動として、在宅避難を推進しており、避難所避難者を抑制するためにも、在宅避難の周知と理解促進が重要と考えております。

そのため、防災アドバイザー派遣事業による在宅避難訓練のほか、リーフレットや防災フェースタ等での啓発に取り組んでおります。また、自宅の安全性を確保するため、家具転倒防止器具の設置助成

のほか、耐震化促進事業や不燃化推進特定整備事業などを実施しているところです。

今後とも、災害時においても慣れ親しんだ自宅で安心して生活できるよう、在宅避難の推進に努めてまいります。

次に、避難所になる学校の設計についてのお尋ねですが、区では、地域防災計画に基づき、避難所となる区立小・中学校等において、非常用電源や空調の整備、バリアフリー化を進めるなど、避難所機能の向上に努めています。

また、学校施設の改築に当たっては、施設本来の用途を基本としつつ、トイレの設置基準や避難所として必要となる機能等について、教育委員会と情報共有を図っています。

加えて、学校の大規模改修等の機会を捉え、災害関連死の防止など、国や都の動向も踏まえた避難所の課題や必要な機能等について、教育委員会と協議してまいります。

次に、酷暑下の屋外施設に関する御質問にお答えします。

まず、屋外施設の暑熱対策についてのお尋ねですが、一部の施設において、屋根を備えたシェルターベンチやミストの設置などに取り組んでいるところです。

今後の屋外施設整備に当たっては、こうした対策を含め、有効な取組を検討してまいります。

次に、屋外施設の稼働率と施設計画についてのお尋ねですが、屋外スポーツ施設の稼働率は、荒天や猛暑等によるキャンセルを、予約可能な枠数から除外して算出しております。これは、区民が利用できる状態にある施設の利用実態を把握する上で、有効な算出方法であると認識しております。

屋外施設の計画等に際しては、区民の声を参考としながら、その他

の算出方法も含め、様々な視点で検証してまいります。

次に、審議会等におけるオンライン配信についての御質問にお答えします。

区では、昨年度、基本構想推進区民協議会において、オンライン中継での傍聴を試行したところです。

オンラインでの中継や録画配信により、傍聴に来られない区民等が審議内容を速やかに把握できるようになる一方、動画は改変や切取りによって発言者の真意が正確に伝わらない可能性や、さらには、そのような状態の情報が拡散された場合、発信者の意図と異なる情報が多くの方に広がるおそれがあります。また、それらによる影響も含め、個人情報等への配慮も一層必要となります。

こうしたことから、今後、審議会等におけるオンライン配信を実施するに当たっては、各審議会の目的や内容、委員構成などを踏まえた上で、慎重に判断することが必要と考えております。

総合教育会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、会議の終了後、遅滞なく議事録を公表することとされており、区ではホームページにおいて会議の内容を公開し、広く区民に伝わるよう努めていることから、現時点において、中継や録画配信を実施する考えはございません。

次に、議会に関する御質問にお答えします。

まず、通年議会についてのお尋ねですが、通年議会は、所管する区政に関する事項について、適時報告する場であると認識しております。この間、必要な事項については、適時適切に議会にお諮りしてきたものと考えております。

次に、議員への情報提供についてのお尋ねですが、現在の情報提供の方法については、円滑かつ迅速な情報共有を図るため、令和五年五

月に区議会の了承を得た上で行つて いるものです。

最後に、区の組織文化についての御質問にお答えします。

本区は、目指す職場像として、「柔軟性・健全性・活力を保持する風通しの良い職場」を掲げています。

また、職員は、職務の遂行に当たつては、区政が区民の信託によるものであることを認識し、法令遵守の姿勢の下、区民に対して業務について十分な説明を行い、理解を得るよう努めるものとしております。このような職場環境を更に整えることで、区民の期待に応えることができる、信頼性の高い組織風土の形成に努めてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、シンポジウムにおける教育長の登壇についてのお尋ねですが、シンポジウム全体の時間的制約から、教育長による挨拶は見送りました。

また、本区の学校で指導経験がある教育施策推進担当課長がパネリストとして適任であると私が判断いたしました。このことが教育委員会制度の趣旨から外れているとは考えておりません。

次に、事業者の変更についてのお尋ねですが、国際バカロレア機構が内規に従つて適切に事業者を変更したものと認識しております。

次に、関係者が同じ団体で役職を持つことについてのお尋ねですが、議員御指摘の団体への加入・所属は、教育委員会として関知する立場にはないと認識しております。

次に、国際バカロレア機構と連携した教員研修に係る随意契約につ

いてのお尋ねですが、世界イマーシブラーニング推進協会に関することは一切把握しておりません。

また、国際バカロレア機構に、本研修プログラムは、日本国内においては当該事業者のみにしか提供できないことを確認いたしましたので、それ以上の確認は不要であると判断いたしました。

次に、学校等の設計における子どもの意見聴取と放課後の居場所についてのお尋ねですが、子どもの権利に関する条例の理念の重要性は認識しております。これまで、学校等で子どもの意見を聞いてきたところです。

今後の改築に当たつては、子どもの意見を聴取できる取組の充実について検討してまいります。

また、アクティの実施に当たつては、特別教室のほか、体育館や校庭を含めた複数の場所を利用しているため、専用の諸室を確保する考えはありません。今後の実施設計の中で、アクティの職員の事務室の確保について検討してまいります。

次に、認定こども園の設計についてのお尋ねですが、幼稚園型認定こども園の諸室の配置については、運営上の安全面や災害時の危機管理など、多角的な観点から適切に設計を行っているものと認識しております。認定こども園においては、バルコニーやテラス等のスペースを設けるなど、一定の広さを確保した設計としております。

今後、改築や大規模な改修を行う際には、子どもの気持ちに寄り添いつつ、園を始め、関係各課で協議を重ね、保護者に意見を聞きながら、安全・安心な環境で質の高い保育・教育が提供できる設計となるよう努めてまいります。

次に、改築後的小日向台町児童館及び育成室についてのお尋ねですが、現在の児童館及び育成室においても、限られたスペースで、職員

の創意工夫により様々な遊びを提供しているところです。

育成室については、令和十年度に小日向二丁目国有地内に更に二室整備し、一定の待機児童の解消を図る予定ですが、小学校改築後においても、遊びが制限されないよう、校庭の有効活用などの検討を進めています。

次に、子どもを支える環境整備についてのお尋ねですが、小日向台町小学校の改築の設計に当たっては、職員室、講師室、校長室を一つのまとまりとして配置し、教員とスクールカウンセラー等がより連携できるようにしております。

また、保健室や職員室との連携が取りやすく、他の児童との動線が重ならない位置に校内居場所（別室）を配置しております。

今後とも、児童・生徒が抱える困難の早期対応・解決に向けて、「チーム学校」として、ハード面の充実も図つてまいります。

次に、学校敷地の使い方についてのお尋ねですが、学校運営に支障のないことを前提として、防災、地域開放等も考慮した設計としており、引き続き、限られた敷地を有効活用しながら、多様な学びを可能にする学校施設を整備しております。

なお、現時点では、区内のプール施設のキャパシティ、施設への移動手段の確保などの課題を考慮すると、外部施設を活用した水泳指導は困難であるため、小日向台町小学校にプールの設置は必要と考えております。

次に、学校における避難所機能についてのお尋ねですが、災害発生時に避難所となる体育館につきましては、地下へ設置する計画ですが、外部からの採光や通風を十分に確保するほか、空調機や非常用発電による照明等を導入するため、適切な居住環境を確保できるものと考えております。

災害関連死の防止に資する避難所に必要な機能等については、区長部局と協議してまいります。

次に、学校の地域開放についてのお尋ねですが、小日向台町小学校の改築に当たっては、地域開放に配慮した施設配置や動線の確保を行つており、他自治体に比べて設計の考え方が遅れているとは認識しておりません。

地域開放については、学校運営に支障のないことが前提であり、他自治体の事例も参考にしながら研究しております。

次に、学校の教室確保についてのお尋ねですが、区立小学校の教室数が増加している要因として、三十五人学級の制度化が挙げられますが、令和七年度までに全学年での対応が完了したところです。

これまでも、年少人口の動態や児童数を注視し、周辺のマンション建設等の動向も加味しながら、必要となる学級数の推計を行い、その結果を基に、既存校舎を最大限活用して必要な教室を確保してまいりました。

大塚小学校においても、学級数の推計に基づき、普通教室の確保ができるおり、安定的な学級運営ができているという点については、これまで整備を行つてきた他の区立小学校と同様であり、考え方にはございません。

今後も、児童・生徒数の増減を注視し、学校や地域の意見を反映しながら、限られた敷地を有効活用し、多様な学びを展開できるよう努めてまいります。

次に、本区における特別支援学級の設置等についてのお尋ねですが、特別支援学級の増設については、児童・生徒の入学の状況と学級数の増減に伴う教員配置数の変動など、区全体の状況を踏まえ、設置しております。

今後も、総合的な判断を踏まえ、子どもたちが地域社会で安心して生きる、過ごすための権利を保障できるよう、適切に対応してまいります。

特別支援学級については、一定の児童・生徒数を確保し、複数の教員が安定的に指導できる環境整備が重要と考えております。この考えを基に、特別支援学級の設置を行つてまいります。

次に、学校施設におけるユニバーサルデザインについてのお尋ねですが、学校施設の改築に伴う諸室や設備の配置については、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害の有無にかかわらず、利用者が円滑に利用できるように配慮しております。

柳町小学校の改築においても、学校運営上の安全面や災害時の危機管理など、多角的な観点から適切に対応してまいります。

児童の安全等、危機管理の観点はもとより、併設する認定こども園及び児童館・育成室の利用も踏まえた総合的な判断により、エレベーターを配置しております。

エレベーターの利用については、学校等と丁寧に協議し、運用も含めて、児童等利用者への配慮に努めてまいります。

また、障害者用駐車場から昇降口までの動線については、利用者が円滑に施設を利用できるよう、対応を検討してまいります。

次に、包括的性教育についてのお尋ねですが、包括的性教育の支援については、各学校が児童・生徒の発達段階に応じて、助産師等を講師とする授業等を通して、子どもたちが人権、ジェンダーや多様性への理解等、様々な視点を学べる機会を設定しております。

今後も、学校や児童・生徒の実態に応じて、性に関する基礎的・基本的な知識を得るための指導ができるよう、保護者・地域の御理解を得ながら、関係機関等とも連携し、学校を支援してまいります。

次に、性教育について子どもたちの声を聞くべきとのお尋ねですが、学校では、授業や保健室において、子どもたちが抱える性に関する日々の不安や悩み等を把握しようと努めています。

今後も、児童・生徒の声を聞き、丁寧に対応してまいります。

次に、教育委員会の会議の中継やアーカイブ配信についてのお尋ねですが、オンラインでの配信により、傍聴に来られない区民等が審議内容を速やかに把握できるようになる一方、動画は改変や切り取りが可能であり、それによって、発言者の真意が伝わらないまま更に拡散する可能性があるほか、個人情報への配慮が一層必要となる等の課題もあるため、実施に当たっては慎重な検討が必要と考えております。

教育委員会は合議制の執行機関であり、定例会等の会議は重要な意思決定を行う場でございます。また、慎重に扱うべき内容が議題となることもあります。

教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表することとされており、現在においても、区ホームページでの公開により、広く区民に情報が行き渡るよう努めていることから、現時点では、教育委員会の会議の中継やアーカイブ配信を行うことは考えておりません。

最後に、「みんなの学びサポート」の議会への報告についてのお尋ねですが、本事業の実施要綱は六月二十日に決定いたしましたが、その後、事業運営者と教室運営の詳細等を詰める必要があつたため、七月の文教委員会には御報告できませんでした。

また、本件は喫緊の課題であることから、スピード感を持つて年度途中に開始するため、本定例会において一般会計補正予算案を提出いたしました。

予算案を提出し、十分な情報を提供した上で、文教委員会にて質疑を行つていただくことが適切と考え、本定例会で報告する判断をいたしました。

〔海津敦子議員「議長、二十九番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十九番海津敦子議員。

○海津敦子議員 答弁をお聞きして、冒頭にお願いした人権を尊重した御答弁をということが、どうも思えない内容が多くて、とても残念でした。

こども権利条例はあくまでも理念法では終わらせるのかと思えるほど、こどもの権利に無頓着な答弁に感じることが多かったです。

また、国際バカロレア機構との打合せについてなのですけれども、IBOとの打合せ記録を読んでいくと、IBOとしては、著作権の管理の関係上、SILVER FERN HOLDINGS株式会社に一元管理してもらいたいと説明されているのですけれども、そのことについて、私は少し疑問が尽きなかつたので、IBに直接聞いてみました。その答えは、文京区とSILVER FERN HOLDING GS株式会社の契約そのものは独立しており、IBは関与していないというものでした。

本当に、ところが、区には、この代理人の方は、IBOとしては、SILVER FERN HOLDINGS株式会社に一元化しろと言つているということが、ここに、契約には関与していないと言つているのに、少し分からぬなど。教育長の答弁からも、そこの疑問は消えないまででした。

また、区長と清水教育委員、そしてIBの代理人が同じ団体の役員であることについて、教育長は、関係者が同じ団体で役職を持つことに関知する立場ないと御答弁を頂きました。

では、誰が利益相反をチェックする責任を負うのかなど。ガバナンスが機能していないのかなという危うさを痛感しました。

また、最後に、区長の方もそうですし、教育長からも、傍聴ができる理由をいろいろと並べ立てられているのですが、国や他の自治体では実際にもう進んでいますね、区民参画、様々なことをやるに對して。だから、そこの中見があるのに、文京区はできることだけを並べて、やりませんと言つてはいる。これには非常に強い違和感を持ちました。

是非、子どもたちの模範となるべき大人として、きちんと進めるべきことを進めていただけるよう、お願いをしたいと思います。

答弁から得た違和感等々、同僚議員とともに各委員会で質疑して確認していきたいと思います。

今日はありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時五十四分休憩

午後四時五分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔松平雄一郎議員「議長、三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 三番松平雄一郎議員。

〔松平雄一郎議員登壇〕

○松平雄一郎議員 自由民主党文京区議会の松平雄一郎です。

令和七年九月定例議会に当たりまして、自由民主党文京区議会を代

表して質問をさせていただきます。

今回の質問項目は、一、独居高齢者への更なる支援について、二、外国人児童・生徒への対応について、三、いじめの問題について、以上、三項目について質問させていただきます。

区長、教育長の明快な御答弁をお願いいたします。

まず初めに、独居高齢者への更なる支援について伺います。

本年は、団塊の世代の方々が七十五歳以上の後期高齢者となり、いわゆる二〇二五年問題の正にその年を迎えた。社会保障費の負担増や働き手不足などの問題が起きる中で、高齢者の人口は年々増加をし、超高齢社会を迎えてます。そうした中、六十五歳以上の単身高齢者世帯、いわゆる独居高齢者も増加傾向にあります。

今年七月、厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、六十五歳以上の単身高齢者世帯は初めて全国九百万世帯を超えて、全世帯の一六・五%を占めました。前年より約五十万世帯の増加であり、統計開始以来最多となりました。

そのうち、七十五歳以上の後期高齢者の単身世帯が六一・七%を占めており、多くの方が健康寿命を超えて一人暮らしをされている状況が明らかになっています。

東京都心においても、地方と比べて、未婚のまま高齢期を迎える方や子どもと別居する高齢者の比率が高いことを背景に、独居高齢者の世帯数は増加しています。

文京区も例外ではなく、かつて家族や夫婦で住んでいた戸建てに一人で暮らし続ける方や、マンションやアパートなどの集合住宅に住む独居高齢者の割合も増加傾向にあると認識しています。まず、本区における独居高齢者のこれまでの推移と今後の見通しについて伺います。

高齢の方が一人暮らしとなる背景には、配偶者との死別・離婚、子どもの独立など、様々な理由があります。中には、自由な生活を送りたい、子どもに迷惑を掛けたくない、自ら選択して一人暮らしをする方も少なくありません。

しかし、そうした高齢の方であっても、加齢に伴う身体機能の低下や認知症の進行などにより、一人での生活が困難になるケースや、年金だけでは生活が成り立たず、貧困につながるケースも少なくありません。

子どもや親族とのつながり、地域とのつながりが希薄な高齢者も増え、社会的孤立に陥る方も今後増加していく可能性はあると思います。独居高齢者が直面する問題は、健康面、経済面、社会的孤立など多岐にわたり、特有の課題があると思います。具体的には、病気やけがによる介護の問題、認知症や病気の早期発見の難しさ、食事や買物、掃除など生活全般の困難、住まいや入院時の保証人・連帯保証人の問題、孤独を感じやすく、生きがいが低下しやすくなる点、思考能力の低下に伴うお金の管理の難しさ、自宅での緊急時や死亡時の対応などが挙げられます。

特に、発見の遅れによる事故や孤独死などは、本人のみならず、地域社会全体に大きな衝撃と影響を及ぼします。

先日、私の知人の独居高齢者の方も、夜間、ベッドから落ち、骨折し、約十二時間発見することができなかつた事例がありました。近くにスマートフォンはなく、携帯電話がある場所までゆっくり移動し、近隣の方にやつと連絡が取れ、発見することができました。

こうした様々な課題を抱えた独居高齢者の問題は、もはや個人の問題ではなく、社会全体で向き合うべき重要な課題です。

現在、本区では、高齢者あんしん相談センターによる高齢者見守り

相談窓口や、社会福祉協議会によるみまもり訪問事業、LED電球を活用した高齢者見守りあんしん電話サービス、コールセンター職員が安否確認を行う見守りあんしん電話、東京消防庁と連携した救急通報システムなど、様々な支援策を展開しています。

また、町会、民生委員、ハートフルネットワークといった地域の担い手の方々による独居高齢者への見守りや相談支援、さらに、高齢者クラブやNPOなどの地域団体による、地域のサロンや趣味のサークル、長寿ふれあい食堂といった場は、独居高齢者が気軽に参加できる環境を提供し、社会参加を促す上で極めて重要な役割を果たしてきたと感じています。

しかしながら、今後更に増加が懸念される独居高齢者の方々に対し、従来の行政サービスや地域の担い手による支援を継続することで、十分な支援を届けられるのでしょうか。実際、町会や高齢者クラブは、人手不足や会員数の減少の課題に直面し、未加入の方との接点を持つことが難しくなっています。

また、民生委員についても、業務量の増加と担い手不足が喫緊の課題です。

支援を必要とする独居高齢者が増加傾向にある一方で、見守りや相談を担う人材が限られている現状に対して、区はどうのように認識し、今後どのような見通しと対策を持っているのか、伺います。

また、近年、企業によるI-O-T機器を活用した見守りサービスや、見守り付き賃貸住宅、食事宅配サービスなどをを行う民間のサービスも増えています。

本区においても、昨年度には、LED電球や扉センサーを活用した見守りサービスを開拓してきましたが、今後は更に民間企業の力も積極的に取り入れ、多様な支援メニューを整えることも必要だと感じます。

す。

現状の成果と今後の課題について、区の見解を伺います。
さらに、独居高齢者が安心して文京区で暮らし続けるためには、国の介護保険制度や成年後見制度を上手に活用することも大切だと思います。

介護保険制度は、ホームヘルパーによる家事や身体介護、デイサービスでの入浴や食事など、独居高齢者に適したサービスを利用することができます。ケアマネジャーと相談しながら、その生活環境に合わせたサービスを適切に受けることも大切です。

介護保険制度が導入されて二十五年が経ち、介護保険サービスの利用者が増えている中、人口構造の変化などに応じて改正を行ながら、限られた財源や介護人材で、これまでもサービスの提供を行ってきました。

一方で、介護や支援が必要な状態であるにもかかわらず、介護制度を正しく理解していない、又は介護サービスを受けたがらない方などは、支援が行き届かず、孤立化を進めてしまう結果となる場合もあると考えられます。

こうした課題について、区はどうのように認識しているのか、伺います。

また、成年後見制度は、判断能力が低下した高齢者の権利を守る制度であり、独居高齢者の財産管理や契約などに活用できる仕組みです。しかしながら、利用者数は増加傾向にあるものの、いまだ少数にとどまっています。

その背景としては、家庭裁判所に申立てを行う際に、数多くの書類を準備する必要があることや、高額な費用負担を伴うこと、さらには、成年後見人の業務負担が大きいことなどが挙げられます。

本区における独居高齢者の成年後見制度の利用状況と課題について伺います。

また、法定後見の開始審判の申立てに占める区長申立ての件数は、二〇〇〇年の制度開始当初と比べ、大幅に増加をしています。その背景には、身寄りのない高齢者が増加し、本人の世話や、必要なときに後見の申立てをするべき親族が見当たらないケースが増えていると考えられます。

この点について、本区における区長申立てに関する現状と課題について伺います。

今後も身寄りのない独居高齢者は増加し、行政支援を求める声やその需要は更に高まっていくと見込まれます。しかし、本区においても、他自治体同様、財源や人員などの限界もあり、必ずしも全ての需要に対応できるとは限らないという大きな課題を抱えていると感じます。全て公的扶助に頼れる時代から、健康寿命を延ばす自助努力、そして、それを支える行政のサポートの両輪がますます重要になってくると思います。

本区の独居高齢者の方々とお話をすると、「できれば子ども家族と一緒に、若しくは近くに住んでいてほしい」と本心では望んでいるのではないかと感じことがあります。

戦後八十年を経て、核家族化が進み、家族の在り方は大きく変わりました。昭和三十年代、四十年代に、地方から都市部、本区に移り住んでこられた方もいらっしゃいます。生まれた子どもは独立や結婚により別居し、さらに、配偶者との死別や離婚などを経て、結果として一人で暮らすことになった方は、私の身近にも大勢いらっしゃいます。

こうした社会構造に対してどう向き合つていったらしいのか、大変難しい課題ではありますが、本区においては、引き続き、独居高齢者

対策に積極的に取り組んでいってほしいと思います。

次に、外国人児童・生徒への対応について伺います。

文京区の外国人人口は、令和七年八月現在、過去最多の一万六千五百八十七名となりました。昨年の同じ月と比べ、約千六百九十名の増加があり、総人口に占める割合も六・四%から七・〇%へと上昇しています。区民のおよそ十四人に一人の割合となり、新宿区、豊島区、港区などと比べ、低い水準ではありますが、増加傾向にあります。

こうした区内外国人人口の増加は、学校教育現場に大きな変化をもたらしています。全国的に、日本語指導が必要な児童・生徒はこの十年間で約二倍となりましたが、本区はそれを上回るスピードで年々増えています。

令和六年度、区立小・中学校で日本語指導が必要な児童・生徒は百六十七名、日本国籍の子どもを含めると百七十六名となりました。そのうち、中国語を母国語とする子どもは百五十九名で、全体の九割を超えていました。

今年度も更に増加傾向にあると認識しておりますが、日本語指導が必要な児童・生徒のこれまでの推移と今後の見通しについて、お伺いいたします。

この背景には、中国国内の経済動向や、本区の住環境や教育環境を求める中国人富裕層の動向が影響していると言われています。特に、今年に入り、ネットニュースやSNSなどで、文京区立小・中学校の外国籍生徒に関する記事や投稿を目にする機会が増えました。その結果、区民の関心も高まりましたが、中には、誇張された情報や誤った内容で話題が広がっているようにも感じます。

不安をあおるのではなく、人権を尊重する多文化共生の地域社会を築くためには、本区の現状を区民に正しく伝えていくことが大切だと

感じます。本区の見解を伺います。

これまで、本区では、日本語指導協力員を配置し、学級担任と連携しながら教科学習の支援を行ってきました。しかし、日本語がほとんど分からないまま転入し、授業への参加意欲の低下が見られる児童・生徒や、文化の違いから学校生活の適応に苦慮している児童・生徒も見受けられるようになっています。

また、保護者においても、言葉や生活習慣の違いにより、教職員と十分に意思疎通ができず、学校運営に支障が出たり、保護者間に摩擦が生じたりする事態も発生していると伺っています。

こうした状況を踏まえ、本区では、今年十月から、日本語指導を必要とする児童・生徒を対象に、区内の日中学院とアジア文化会館の二か所において、放課後に日本語指導と学校や日常における生活習慣指導を行う、みんなの学びサポート事業を開始することとなりました。

この事業について、募集状況や反響、期待する成果について伺います。

さらに、保護者への対応としては、一部の学校において、保護者会終了後の時間を活用し、日本語指導協力員の支援を受けている児童・生徒の保護者を対象に、学校生活や生活上の留意点、中国との違いなどを伝えるオリエンテーションを行うと伺っております。

実施内容と今後の課題、期待される成果について伺います。

二〇一九年には、外国人が日本語を習得するための基本理念などを定めた、日本語教育の推進に関する法律が成立しました。基本方針では、公立学校における日本語教育の推進、外国人の受入体制の強化、就学促進、さらには、生活指導や進路指導の充実などが示されました。こうした理念の下、受け入れる側である各学校や教育委員会の努力により、実態把握や対応は着実に進んできていると感じています。

しかし、今回新たな施策が始まるとはいえ、日本語指導が必要な児童・生徒は今なお増え続けており、現場の対応が追い付いていないのが実情ではないでしょうか。

今後、更なる支援が求められる中で、外部団体と連携した学校外での放課後のサポート教室だけではなく、学校内での取り出し指導や、転入前段階での子どもと親を支援するプレスクールの実施など、教職員の負担軽減も兼ねた支援の強化が必要だと考えます。

今後の課題と更なる対策について、区の見解を伺います。

日本語を正しく学び、文化的の違いを理解することは、日本語の理解が不十分な児童・生徒や保護者のためだけではなく、全ての児童・生徒と保護者の円滑なコミュニケーションを促し、安心して授業に参加できる環境を作り、学校運営を円滑に進める上で大変重要な取組です。

一方で、本区に転入してくる外国人の方々には、当然のように公的支援を前提とするのではなく、言語や文化、学校現場でのルールを学ぶ自助努力も求めていくべきだと考えます。

今後も、教育委員会、そして区長部局と連携をし、文京区民の子どもたちの学びの環境を守るために、多文化共生社会の実現に向けた取組を一層進めていただきたいと思います。

最後に、いじめの問題について伺います。

いじめは、児童・生徒やその保護者のみならず、学校全体、更には地域社会にも深刻な影響を及ぼす重大な社会問題です。

文部科学省が実施する児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によれば、令和五年度の全国の公立学校でのいじめの認知件数は七十三万件を超えるました。コロナ禍で一時的に減少したもの、その後は三年連続で増加し、過去最多となつております。東京都内でもいじめの認知件数は過去最多となり、本区も例外では

なく、増加傾向にあります。令和五年度において、区立小学校では百四十九件、中学校では六十九件が認知され、五年間で約二・三倍の増加となっています。

こうした背景には、アンケートや教育相談の充実など、早期発見の取組が進んでいることや、学校の積極的な認知への理解が広がっていることが考えられる一方、近年は、SNS上の無視や仲間外れ、誹謗中傷など、これまでにはなかつたいじめが増えていることも要因です。

いじめの形態はますます多様化・複雑化しており、当事者である子ども同士、保護者、学校、教育委員会だけの問題ではなく、地域社会全体で向き合うべき問題であると思います。

近年、私の元にも、被害者の保護者の方からのいじめに関する相談が多く寄せられており、不登校を経て、転校を余儀なくされた事例や、学校や加害者に対する不満や行き場のない憤りなど、様々な声を伺うようになりました。

被害者側の望まない転校や不登校、事故、心の病、自殺未遂などの事態を防ぎ、解決に向けた対応がより求められていると感じています。本区では、二〇一三年に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、文京区いじめ防止対策推進基本方針を策定し、二〇一八年にはいじめ対応マニュアルを改定するなど、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいます。

まず、未然防止についてです。

発生してから対応する対症療法的な対策ではなく、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめを発生させない学校風土や、いじめを行わせない人間関係づくりが何より重要です。

現在、区立学校では、教育委員会と連携し、いのちと人権を考える

月間、ふれあい月間、道徳授業地区公開講座などの啓発活動を実施しています。また、先生方による人権意識や自己肯定感を高める指導、思いやりの心や命の大切さなどを学ぶ道徳教育も行われています。

これまで、様々な啓発活動や道徳教育による未然防止の対策を行つてきましたが、これまでの成果と今後の課題について、どのように評価しているのでしょうか。区の見解を伺います。

また、スマートフォンの普及により、小学生の約七割、中学生のほぼ全員が自分専用のスマートフォン端末を持つ時代となりました。

小・中学生がインターネットを日常的に利用する中で、無意識によるいじめを防ぐためにも、公共ネットワークのルールやマナーを身に付ける情報をモラル教育の一層の充実が必要だと感じます。

本区の情報モラル教育に関するこれまでの取組と課題、今後の展開について、見解を伺います。

さらに、発達障害の疑いや特別支援教室に通う児童・生徒、不登校支援の校内別室に通う児童・生徒、又は外国籍の児童・生徒へのからかいやいじめの防止も重要です。

インクルーシブ教育の理念に基づき、国籍、言語、性差、障害の有無にかかわらず、全ての人を認め合う教育環境の実現に向けた指導の充実について、本区の見解と今後の展開について伺います。

次に、早期発見、早期対応についてです。

現在、区立学校では、児童・生徒への定期的なアンケート調査による実態把握や、スクールカウンセラーとの連携による教育相談の促進、相談体制の整備などが進められています。

また、いじめ防止対策校内委員会などの組織を設置し、早期の実態把握と対応に関する協議を行っています。

しかしながら、休日や長期休業中のやり取り、あるいはSNS上の

閉鎖空間でのやり取りなど、学校外で起るいじめについては、早期発見がより難しくなっているのが現状です。

そのため、児童・生徒からのアンケートや相談といった情報提供の取組に加え、保護者やPTA、民生・児童委員や地域支援本部など、地域との連携を更に強化することが重要だと考えます。教職員だけではなく、保護者や地域に対しても、どういった行為がいじめに該当するのかといういじめの定義を共有し、また、学校の対応方針についても、ホームページに限らず、日頃から周知し、共通認識を持つことが必要だと感じます。

保護者や地域が学校の対応方針を理解し、安心して相談できる環境を整えることは大切であり、逆に、共通認識が不十分なために、学校の適切な対応が円滑に進まない、あるいは、学校と保護者が対立し、早期対応に向けた協力が得られないといった事態は避けなければなりません。

学校外やSNS上での目に見えにくいじめが増加し、被害の形態やその範囲もますます多様化している状況の中、早期発見・早期対応をより進めるためにも、保護者や地域との共通認識に基づく、より一層の相互連携が求められると思います。

この点について、現状の課題と今後について、本区の見解を伺います。

さらに、学校だけでは実態把握や早期解決が困難な重大事態への対応において、今年四月に開設した文京区児童相談所や警察などの関係機関とのより一層の連携が重要になると考えますが、本区の見解を伺います。

二〇二三年、こども家庭庁が発足いたしました。これまで文部科学省が担ってきた取組に加え、新たにこども家庭庁が子ども社会でのい

じめ防止を担い、自治体の首長部局からのアプローチによる、いじめ解消に向けた新たな手法の開発・実証が始まっています。

今年四月時点で、全国十三の自治体が実証地域として選ばれており、具体的には、いじめ相談窓口や専門部署の設置、被害者側に寄り添った対応としての弁護士費用の補助や転校費用の支援、さらには、法律、医療、心理、福祉などの専門家をいじめアドバイザーとして委嘱し、相談助言を行うなどの多角的な対策の検討が進んでいます。

本区は、これまで、子どもの様々な悩みや困り事に寄り添う相談室の設置や、子どもの権利を守るために条例の策定に向けた取組を進めてきました。

今後、いじめ対策に関する区長部局からのアプローチについて、区はどういう見解をお持ちでしょうか。今後の展開について伺います。長い年月を掛けて、国や自治体、学校は様々な対策を行っていますが、残念ながら、いじめは今なおなくなつております。

本区は中学校受験率が高く、低学年から塾に通う児童・生徒も多くいます。塾と学校のダブルスクールにより生活リズムが乱れ、親からのプレッシャーを感じ、精神的に不安定になる児童・生徒もいるのではないかでしょうか。

また、インターネットから何でも情報が得られる時代となり、先生から教えてもらうよりも先に、塾やネットで得られる情報や知識も増えました。そのため、先生に敬意を払う気持ちや、教室は知らない知識を教えてくれる場であるという意識が失われつつあることも懸念されます。

さらに、スマートフォンに向き合う時間が増え、集団生活や遊びを通して育まれる共感性や、対面でのコミュニケーションの機会が減っていることも、いじめを根絶できない一因なのかもしれません。

海外に目を向けると、フランスでは、二〇一二年に刑法が改正され、学校でのいじめが犯罪として規定されました。加害者には最大十年の拘禁刑や罰金が科せられ、さらには、保護者の了承がなくとも強制的に転校させることができなりました。

また、韓国では、二〇二三年の四月に、いじめの総合対策の全面的な見直しが行われ、いじめの加害記録を大学入試の合否判定に反映させるという方針が発表されました。

日本とは社会的背景が異なるため、単純比較はできませんが、加害者への厳罰化は、いじめの抑止力としては一定の効果があるとは思いますが。

しかしながら、私は、未来ある子どもたちに対し、日本は安易に加害者を罰する厳罰政策にかじを切るのではなく、親の愛情はもちろん、人権教育や道徳教育に基づく先生方の熱意と温かい指導、そして、学校、教育委員会、保護者、地域、関係団体、行政、全ての大人たちが一体となつた見守りや関わりによって子どもたちのいじめを防ぐ地域社会づくりを目指してほしいと強く願います。

以上で私の質問を終わります。

御清聴誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）　松平議員の御質問にお答えします。

最初に、高齢者単身世帯への更なる支援に関する御質問にお答えします。

まず、世帯数の推移と今後の見通しについてのお尋ねですが、本区の高齢者単身世帯数は増加傾向にあり、今後も、高齢者人口の増加に

伴い、高齢者単身世帯数も増加していくものと考えております。

次に、地域における見守りや相談についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、町会や高齢者クラブの加入率の低下、民生委員・児童委員の担い手不足が全国的に課題となつておらず、本区においても同様の状況にあると認識しております。

単身高齢者が増加傾向にある中で、適切に見守りを行うには、地域資源等の更なる掘り起こしや地域活動の活性化が重要と考えております。

引き続き、顔の見える関係づくりの充実を図り、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

次に、民間企業の力を取り入れた多様な支援メニューについてのお尋ねですが、I.O.Tを活用した見守り事業については、事業開始から順調に利用者数が増加しており、その中には、救急搬送につながるなどの事例も報告されております。

また、本年度、文京共創ファーリードプロジェクトによる実証実験で、I.O.Tデバイスを付けた電池の家電の使用を検知するみまもり電池サービスを実施する予定です。

I.O.Tを活用したものも含め、見守りサービスに関しては、日々新たな機器等が開発されており、その中から適したサービスを選定することが重要と考えております。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、見守りのニーズに合った適切な支援について、引き続き検討してまいります。

次に、介護保険サービスの利用についてのお尋ねですが、介護保険サービスについては、区報や区ホームページ、チラシ等での情報発信に努めるとともに、区の相談窓口で周知を図るほか、高齢者あんしん相談センターや介護サービス事業者等とも連携し、様々な機会を捉え

て、必要な方にサービスが行き届くよう取り組んでいるところです。

一方で、必要なサービスを利用しない方が一定数いることも認識しております、見守りの戸別訪問等の機会を捉え、適切に利用できるよう御案内しているところです。

単身高齢者に限らず、生活スタイルの変化や様々な事情から、介護保険サービスを含めた支援が必要となる高齢者は、今後増加することが見込まれます。

引き続き、制度の周知と合わせ、個々の事情等を踏まえた支援に努めてまいります。

次に、成年後見制度の利用についてのお尋ねですが、東京家庭裁判所が管理している本区の利用者数は、昨年十二月時点で三百七十九人ですが、単身高齢者の数は示されておりません。

なお、判断能力が不十分であるものの成年後見制度の利用には至らない方が社会福祉協議会と契約する地域福祉権利擁護事業においては、障害のある方を除いた六十五歳以上の利用者数は、本年八月末時点で四十七人、そのうち、単身高齢者は四十五人と聞いております。

また、申立ての煩雑さや利用に当たつての費用負担が課題であると認識しております、社会福祉協議会の権利擁護センターにおいて、申立て費用の助成事業や弁護士等による専門相談を実施しております。

さらに、本年度から市民後見人養成講座を開始することにより、単身高齢者を始めとした成年後見制度の利用ニーズに、よりきめ細かく応えてまいります。

次に、区長申立ての現状と課題についてのお尋ねですが、本区においても、区長申立て件数は増加傾向にあり、その要因として、高齢者単身世帯が増え、親族との関係が希薄になっていることが考えられます。

申立てには、高齢者の生活状況や心身の状態、親族の調査など、慎重かつ丁寧なアセスメントが必要となります。

区長申立ては、本人や親族による申立てが困難な場合に行うことが原則であり、区としては、今後も、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）を始め、任意後見制度や死後事務委任契約についての周知啓発に取り組んでまいります。

次に、外国人の児童・生徒等への対応に関する御質問にお答えします。

まず、適切な情報発信についてのお尋ねですが、近年、SNSの普及により、個人での情報発信が容易になつたことに加え、閲覧数等に応じた収益化の仕組みが、正確性よりも話題性に偏った情報発信に拍車を掛けている状況が見受けられます。

誇張され、誤った情報が拡散されるのは、情報に曖昧さがあることが一因と言われていることから、不安をあおるような情報の拡散を抑えるには、区が正確な情報を積極的に発信することが重要と考えております。

また、過去のインターネットの検索履歴に基づいた情報に囲まれ、異なる情報に触れる機会が失われるファイルバブルといった現象や、自分と似た興味関心を持つユーザーが集まるSNSなどのコミュニティにおいて、同調する意見がやり取りされることで、特定の思想が反響し増幅していくエコーチェンバーなどによる影響も含め、誤った情報や偏った意見に左右されないよう、区民の情報リテラシーを高める取組も重要と認識しております。

全ての区民が安心して暮らすことができるよう、今後一層の情報発信に努めてまいります。

次に、外国人保護者向けのオリエンテーションについてのお尋ねです。

すが、日本の学校や地域生活に適応していただくため、持ち物等への記名の確認など、学校生活において保護者に期待される役割や、ごみ出しなどの地域のルールを守る必要性について、外国人講師より説明を行つてまいります。

本事業を通じて、教職員の負担軽減はもとより、住民同士の相互理解が進むことで、地域全ての人が安心して暮らせる共生社会の実現に寄与するものと認識しております。

実施に当たっては、対象者等のニーズを捉えることが必要であり、

今後も各学校や地域の状況を注視してまいります。

最後に、いじめ対策についての御質問にお答えします。

子どもも応援サポート室では、子どもが抱える様々悩みや困り事の相談を受け付けており、本年六月からは、区立小・中学校の全児童・生徒に貸与しているタブレット端末からも直接相談できるよう、専用のアイコンや相談フォームを整備したところです。

また、現在策定中の（仮称）子どもの権利に関する条例の素案では、いじめ等による権利侵害の防止を規定しており、区の具体的な取組等を定める予定です。

さらに、同素案では、子どもの権利擁護委員を設置し、子どもからの相談に応じ、必要な支援等を行うこととしております。

今後とも、教育委員会や関係機関との連携を強化するとともに、他自治体の好事例も参考にし、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　　丹羽恵玲奈教育長

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、日本語指導を必要とする児童・生徒への支援についてのお尋ねですが、日本語指導が必要な児童・生徒の数は、ここ数年、増加傾向にあります。また、当面の間、減少に転じることは考えにくく、増加を前提とした対策を講じる必要があると認識しております。

次に、みんなの学びサポート事業についてのお尋ねですが、定員に近い申込みがあり、対象者及びその保護者からの期待は高いと認識しております。

レッスンを受けた児童・生徒が授業や学校生活へ適応し、児童間・生徒間、教員とのコミュニケーションの円滑化が図られ、学級内の全ての児童・生徒が楽しく安心して授業に参加できるようになるものと考えております。

次に、日本語指導における課題と更なる対策についてのお尋ねですが、日本語指導を必要とする児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーション等に係る教員の負担が課題と捉えております。そのため、新たな人材の配置等について検討しております。

議員御提案の様々な取組も参考にしながら、まずは、みんなの学びサポート教室事業を実施する中で、随時必要な見直しを行い、より効果的な支援となるよう努めてまいります。

次に、いじめ対策についてのお尋ねですが、これまで、啓発活動や道徳教育等により、児童・生徒の人権意識や自己肯定感の向上に努めており、いじめの未然防止に寄与しているものと認識しております。

課題としましては、いじめの様態が多様化・複雑化する中で、保護者・関係者への聞き取り等の対応に学校が苦慮しており、案件によっては解決に時間を要することがあります。

次に、情報モラル教育についてのお尋ねですが、外部講師を招聘し

ての授業や情報モラル教材アプリ等を活用し、情報活用能力の育成を図つております。

今後も、こうした取組を継続し、児童・生徒の情報モラルの向上を行つてまいります。

次に、議員御指摘の、全ての人を認め合う教育環境の実現に向けた指導の充実についてのお尋ねですが、児童・生徒の人権意識の向上を図るために、いのちと人権を考える月間等の人権教育に関わる取組を行つております。

また、人権教育の充実を図るためにも、関係機関と連携し、様々な人権課題について学び、考える機会を設けられるよう努めてまいります。

最後に、いじめの早期発見・早期対応をより進めることについてのお尋ねですが、学校の対応だけではなく、保護者や地域の理解及び他機関との連携が重要であると認識しております。

そのため、学校が真摯に取り組んでいるいじめ防止の取組について、積極的に情報発信する必要があると考えております。

また、区児童相談所や警察等の関係機関と素早く連携が取れるように体制を整えることが重要であるため、今後とも連携の強化に努めてまいります。

〔松平雄一郎議員「議長、三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 三番松平雄一郎議員。

○松平雄一郎議員 自席からの発言をお許しいただきたいと思います。

区長、教育長、御答弁誠にありがとうございました。

今回は、一つの部署では対応し切れない大きな地域課題、社会課題だと感じているテーマを、三つに絞って質問させていただきました。区長部局や教育委員会、地域住民、そして議会が一緒になつて解決し

ていくべき課題だと感じておりますので、今後、各委員会において、同会派の議員とともに議論を深めてまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、追つて御通知申し上げます。
本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会